

1-④事務・事業（障害者雇用納付金制度に関する業務）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 地域実情に合わせて徴収、給付すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）

- ・ 基金が減少している中で、その事業継続に対する仕組みづくりが必要。
- ・ 納入金で運営する方式は見直すべき。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
4人	4人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 雇用・能力開発機構の人員削減が課題。
- ・ 本部の集約化を中心にしてより効率化を行うことが必要。それに伴う人員の削減、資産売却も可能。
- ・ 管理部門の効率化を期待したい。
- ・ そもそも独立行政法人としての在り方自体が問われている状況にあると考えられる。独法とすることそのものが問われていると考える。
- ・ 組織のスリム化として管理部門209人が20人削減は少なすぎる。

【改革案が妥当】

- ・ 社会に必要不可欠な機能である。理事長をはじめとする担当責任者の働きに期待する。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人福祉医療機構）

仕分け人（9名）の評決結果

1-① 事務・事業（福祉貸付、医療貸付、福祉医療経営支援事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 4人		—

【改革案が妥当】

- 福祉貸付事業の改革については、社会福祉法人改革（お金がかからない法人設立）と抱き合わせて検討すべき。できるならば、草の根な団体など、資金力がない団体の法人化をバックアップする役割を担ってほしい。
- 更に専門性、商品価値、機動性を高めてほしい。社会医療法人制度の推進が望ましい。また、有事の時の対応の強化を図ってほしい。

<具体的な意見>

【④事業効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 貸付事業のノウハウ等も含めて日本政策金融公庫等に移管することは不可能ではない。特に、福祉貸付については、供給主体の多様化が図られる中で、社会福祉法人のみに有利な貸付制度を設けることの是非を議論する必要がある。新たな枠組みに作り直しても良いのではないか。
- 経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。
- 貸付事業（福祉貸付・医療貸付）は、日本政策金融公庫に移管すべき。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- 福祉医療機構が貸付・経営支援事業を行うことが本当に効率的なのか不明であった。事業は日本政策金融公庫、民間等でも可能ではないのか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- 財務内容が判断できる資料を公表せず（少なくともこの場で、あるいは国民に対して）、改革案を提示されても、果たして適正か否か、あるいは必要、充分かについて判断できない。但し、大阪支店廃止は当然であり、貸付事業についても日本政策金融公庫への移管が積極的に検討されるべきものと思われる。
- 介護・医療は保険制度で行われており、他の事業とは性格が異なり収益事業ではないため、独自の機構としての存続が望ましい。

1-② 事務・事業（年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業）

改革案では不十分	4人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
7人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 社会福祉協議会で生活福祉資金貸付制度を運用しているので、福祉医療機構が年金担保貸付を行う必要はない。この貸付制度については弊害が指摘されているところもあるので、福祉を目的とする機構がこのような事業を継続することは好ましくなく、廃止すべきである。
- ・ 提出された改革案は妥当と考えられるが、そもそも制度論として年金担保貸付事業の妥当性につき十分検証すべき。その結果によっては、事業の廃止もあり得る。
- ・ 年金担保融資について、現状の問題点が指摘されているが、どのような改革が検討されているかが提示されていない。そうであれば、制度自体が廃止されるべきものと思われるが、現在利用している人々、将来同じ制度を必要とする人々のことを考慮し、これに替わる制度が検討されるべき。
- ・ 年金担保貸付事業は問題が多いので、制度そのものを廃止するのが妥当

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 生活保護受給に対する対策を、さらに見直す必要がある。
- ・ 制度そのもの見直しが必要なのではないか。

1-③ 事務・事業（福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	2人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 4人		—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国へ移管した方が、より良い情報を整備できるのではないかと考えられる。
- ・ WAMNET 事業は、厚生労働省へ移管して実施するのが妥当

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 利用頻度が高いことから、民間への譲渡又は委託によって、むしろ質の高いものになると考えられる。認可制でよいのではないかと考えられる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 来年は、厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないかと考えられる。

【改革案が妥当】

- ・ 内容を一層充実してほしい。
- ・ C案を支持します。WAMNET 事業は有益。法定受託事務ではなく、自治事務である領域に日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのはそぐわない。本来、自治体がそれらを担うべき部分が多い。ただし、情報は一元的にではなく、多元的に提供されるのが望ましく、全国ネットで公法人が行うことがあっても良い。

1-④事務・事業（退職手当共済事業・心身障害者扶養保険事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
0人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 9人		—

<具体的な意見>

【改革案が妥当】

- ・ 退職手当共済事業の財源見直しは十分検証し、公表してもらいたい。
- ・ 現状では不可欠であり、むしろ変更することにより混乱が生じるリスクがある。

2. 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	0人	①廃止
	1人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 3人	5人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 福祉貸付、医療貸付は、民間、日本政策金融公庫へ移管し、WAMNETは国へ移管すべき。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 管理部門が大きいように思われるので、さらに整理をすべき。
- ・ 事業の移管・廃止の如何による。
- ・ 財務内容の検討、役員構成（経歴・役割・報酬）の検証を前提としてはじめて具体的な見直しについて意見が言えるが、その前提を欠いた状況の下では、大阪支店の廃止、貸付事業に係る日本政策金融公庫への移管の積極的な検討等といった指摘にとどまらざるをえない。
- ・ WAMNETの民間譲渡又は委託が望ましい。【再掲】
- ・ 独自の役割があり組織が大きいだけに、他との統合・移管は望ましくない。
- ・ 更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げるべき。

【改革案が妥当】

- ・ 日常の業務で入手できる情報の積極的後利用を進めてほしい。医療福祉機関の管理者の育成も担えないか。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働政策研究・研修機構）
仕分け人（9名）の評決結果

トワーク形成等検討することが必要と思われ、その結論として①もあり得るように思われる。

1-① 事務・事業（労働政策研究）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	3人	—

【改革案が妥当】

- ・研究の公平・中立が求められる政策研究の必要性が認められる。
- ・更に研究の内容を充実することを望み、また国際比較も積極的に行ってほしい。

<具体的な意見>

【②事業効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・独立行政法人にふさわしい（国からの財政支出に頼らない）自助努力が必要。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・当該法人が「政策研究」を行う必要性がなく、民間（大学など）へ委託して「政策研究」を継続するのがよいと思われる。
- ・当該法人が独自に研究を全て行う必要があるだろうか。むしろ大学教員等に委託する方法も検討すべきである。研究部門に事務職が多い理由も不明。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・研究テーマを示し、競争的研究資金とし、研究者を公募する方がより研究成果が得られると考えられる。「網羅的」「重点的」調査研究については、内閣府での調査や大臣官房の統計情報部での調整、既存の統計データベースとの調整が必要ではないか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・管理・事務部門の効率化を図る余地はないのか。労働政策と社会保障政策の接点の政策研究が切実に求められている中で、どこが担うのか。厚労省（国）としての政策ビジョンを持つべきではないか。JILPTとしても踏み込みが足りないと感じる（労働政策研究の固有性を否定するものではない）。労使から中立性を持つ JILPT のようなシンクタンクの存在自体は高く評価。
- ・国家戦略の基本となる労働政策の検証と新政策確立のために不可欠な研究を担う機構の維持・充足・発展を追求することを基本とする考え方に立つが、実態について理解欠くため意見出せない。しかし、他の研究機関との統合や大学等同じ研究室とのネッ

1-② 事務・事業（労働行政担当職員研修（労働大学校））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
6人	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 3人		—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・労働大学校の土地・建物を売却して、国が研修を行うべきであると思われる。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・自治体にも職員研修機能はあり、国では独法が担うとする社会的意義が理解できない。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・独自に宿舍・研修所を持つのではなく、国の職員に対する研修所を共有すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・宿泊施設の効率的運用をより強化すべきではないか。
- ・敷地等の規模の見直しはあり得るかもしれない。研修にも狭義の労働政策では収まりきらない社会保障に関する内容が不可欠となっている以上、そうしたことを教授できる研究の蓄積等を持たざるを得ないのではないか。
- ・労働行政職員研修の拡充は必須のテーマであると受け止めるが、現状についての厳しい検証の上、他省庁の研修との統合や効率化、一部不動産の処分等検討が求められるように思われる。しかし、実態が不明のため、具体的に②～⑤までについて判断不可。

【改革案が妥当】

- ・教育の量と質も十分に考慮して行ってほしい。宿泊施設は不要ではないか。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 7人	0人	①廃止
	2人	②他独法との統合・移管
	5人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・独立した独法としての存在意義が十分に理解できない。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・管理部門をさらにスリム化すべき。労働大学校の施設については、ここまでの大きさ、規模が必要か、さらに検討する必要がある。
- ・一層の人員削減による効率化・合理化に努めるべき。
- ・さらに給料を下げ人員を削減すべきである。
- ・研究所と大学校とが一組織にある利点がある組織とすることが必要。
- ・独法の事業について、最低年1回、出来れば年2回以上主権者である国民と政府に対し、年間あるいは半期の事業計画と予算、事業報告と決算、そして事業の総括を発表し、評価を得るとともに、責任を明確にすることが必要だというのが実感。民間であれば、例えば株主総会、評議員会、総会等で株主等に対して当然のこととして行われていることとの比較で、組織運営体制の改革が検討されるべきではないかと考える。

【改革案が妥当】

- ・人口減少が進み経済が成熟期に入った今日、雇用制度の多様化は極めて大切である。他の国所管の政策研究機関と独法等と一層の連携・情報交換を行ってほしい。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人雇用・能力開発機構）
仕分け人（6名）の評決結果

1.-① 事務・事業（職業能力開発総合大学校）

改革案では不十分	3人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・教育、能力開発は、民間事業者でも十分にできる。これまでに（雇用・能力開発機構）に使ってきた財源を奨学金という形で社会に提供することが適当ではないか。学校法人化して、完全に民営化することもありうるのではないか。
- ・機構が果たしてきたセーフティネットとしての役割は理解できる。運営財源である保険料の大部分が人件費その他経費で取られており、そういう意味で国として独立行政法人として行っていく価値があるのか、存在理由があるのか疑問。そもそもやりたがらない公共性の高い事業ではない。雇用保険を財源とし、4年制大学を運営する価値と必要性が認められない。
- ・在学生の履修の為に指導者訓練に特化し「小平」校に統合し、時期を見て民営化する。総合大学は廃止し、当該施設は競争入札で売却。
- ・ものづくりの指導員を養成するという事業の意味そのものが薄れてきている。このことに対して、あまり説得的な説明がなかった。業務は必要ないとは思わないが、組織として行う必要があるのか。民間や地方で代替する手段を考えていくべき。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・業務ごとのコスト分析など事業自体のリアリティが明確に分からない。数値に裏付けられた具体的な事業の効果を具体的に示す必要がある。説明も抽象的で数値もぼやけている。国民にとって本当に必要な事業なのか、というのがなかなか分かりにくい。企業立大学に補助金を出せば、不採算事業でも、（職業訓練指導員の育成などに）取り組もうとする法人もあるのではないか。取り組む事業の社会的意義・効果を国民が分かりやすい形で示すべき。

- 【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】
 - ・小平校に統合した後に、養成訓練機能を4年課程から2年課程として残す。養成効率を高めることが必要である。他の教育機関（大学や専門学校）と、学生数 vs 教職員数、間接要因比率などを対比して、向上に努めていただきたい。

【改革案が妥当】

- ・今後の産業構造・職業構造の変化に対して指導員の専門分野を柔軟に対応できるように過程を見直す必要がある。ものづくりに対する指導員数そのものも見直しが必要。

1-② 事務・事業（職業能力開発促進センター・職業能力開発大学校）

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

・ハローワークでも民間を活用し、外部委託するなどして訓練を実施している。都道府県にも訓練センターがある。ここでも高度な職業訓練を行っている。民間の職業訓練もたくさんある。国は助成金を支給するなどしてもっと民間を活用すべき。民間活力にもつながるのではないかな。
 事業者への助成・補助金対策と、職業訓練受講生・求職者への給付・助成事業はハローワークに一本化する。ハローワークの組織・機能を拡充すれば充分に対応できる。ハローワークを窓口にして民間の職業訓練機関をフルに活用すべきである。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

・職業教育自体は、非常に重要であると認識している。施設、教育内容について、カリキュラムの優位性は、ポリテクカレッジにはある。他の機関に対するユニークさはあるので、ニーズに対する育成効果を測りながら、効率の高い運営を進めるべき。
 中長期的にはポリテクカレッジの学科構成と教区内容は時代の要請に応えたものに進化させることが必要である。
 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)は都道府県に同じ役割のものがあるので(宇都宮などは同じ場所に共存している)地方に移管すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

・再訓練に重点化していくことは重要だが、重点化、強化させていくことの効果についてどこまで十分に検証されているのか。具体的な成果を示すことがないままに、何を充実させると言っても、新たに資源を投入することにならないのではないかな。再訓練を強化していくことについても、民間企業でも代替していくことを含めて、検討すべき。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	2人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
	3人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
5人	—	—
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【①廃止】

・雇用の確保、能力の確保は社会的に非常に大切だが、官の流れをくむ雇用・能力開発機構が行われなければならない理由について、説得力が欠けている。
 資格制度があるとすれば、当該資格を官の資格とするか、民の資格とするかは、考えなければならない。
 現業はできるだけ民間業者に任せる。行政は、政策の普及に徹することが原則。
 ・機構自らが訓練事業を民間に委託している事実からも丸投げしながら独法の異議を語るのは可笑しい。歴史の趨勢に伴い、時代に即した行政改革が求められる。その点から言えば当該機構は、既にその働き機能の終焉を迎えようとしている。
 職業訓練事業は高齢・障害者雇用支援機構に統合。住宅融資などは勤労者退職金共済機構に移管などの意見もあるが、本来、費用対効果から見ても無駄な事業を他独法に融合させても効果は上がらないし緊急避難的な配分は、一時的な職員救済にしか見られない。ここは事業仕分けの大儀に則し断固たる姿勢が求められる。
 開発大学・ポリテクセンター等は、自治体・民間に条件付きで移譲又は委託。
 その他の機構の施設はすべて廃止又は売却とする。
 これでもむしろ民間活力が増大し雇用環境にも良い影響を与えるものと思う。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

・次のような観点でのさらなる見直しが必要。
 ・法人の役割見直しに伴う組織のスリム化
 育成ニーズと合致度：応募倍率、求人倍率、達成スキル、企業満足度
 運営効率：学生 vs 教員比率、運営費用 vs 学生数、カバーエリア vs 学定員学生数 vs 敷地面積など

【改革案が妥当】

・経費節減に一層努力すべき。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働者健康福祉機構）
仕分け人（6名）の評決結果と対応策

1-① 事務・事業（労災病院事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
5人	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【④事業効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 臨床データの収集分析を行う基幹病院として2病院程度残し、大部分は自主経営にすべき。
- 各病院を独立させ、社会医療法人化する。そして、労災疾病の情報に関しては、残存組織に報告義務とする。なお、従来の診療機能の特徴は各病院の自主性に任せることは可能である。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- 臨床研究、情報収集・分析等については、国がまとめて統括すべき。
- 労災病院における労災患者比率は5%であることから、治療部門は普通の病院として独立させるべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 30病院がネットワークとして全体的に効率化していく改革案を検討する必要があるのではないが。
- 労災病院の労災に関わる機能を集約化することが必要。一方、その他については、地域病院として転化することも選択肢であると考えられる。

1-② 事務・事業（労災リハビリ作業所など労災病院事業に関連する事業）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
4人	2人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	2人	—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- 労災リハビリテーション作業所、看護専門学校は廃止。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- 総合せき損センターは国へ移管、看護専門学校は民間へ譲渡すべき。
- 労災リハビリテーション作業所、看護専門学校等は、各地域かつ各病院に委ねる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- より効率化を行うことが求められる。

1-③ 事務・事業（産業保健推進センター事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	3人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 地域密着、現場重視にする必要。
- ・ 産業保健推進センターと地域産業保健センターは統合すべき。
- ・ 地域性を考えて集約し、自治体あるいは民間へ運営を委ねる。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 地域性を考えて集約し、自治体あるいは民間へ運営を委ねる。【再掲】

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 機能の重複が存在する中で、統合を行うことが必要。また、地域の中での在り方の再編も必要となる。

【改革案が妥当】

- ・ そもそも3分の1に削減して機能が果たせるのか検証が必要。

1-④事務・事業（未払賃金の立替払事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	2人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国へ移管すべき。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 生活に身近な自治体へ移管する。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ より効率的な運営を行うようにすることが求められる。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 4人	1人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 2人	3人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)

<具体的な意見>

【①廃止】

- ・ 労災病院、看護専門学校は民営化、産業保健推進センターは他の組織と統合すべき。その他の事業は国又は自治体が引き取るべき。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 人員削減ロードマップを明確にする必要。
- ・ 役員報酬の大幅ダウンによる率先模範を示すべき。
- ・ 労災病院の機能の集約及び産業保健推進センターの統合をその目的に沿って行うことが必要である。
- ・ 産業保健の推進、普及、情報収集・分析、提供等の機能を集約し、地方機能はすべて地方に移管する。日本医師会等と協力し、産業医養成、予防医療等は推進する。現業は残さない。

厚生労働省省内事業仕分け (独立行政法人国立病院機構)
仕分け人(9名)の評決結果

1-① 事務・事業(国立病院における診療事業)

改革案では不十分 4人	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
改革案が妥当 5人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)

<具体的な意見>

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・ セーフティネットを行う施設以外は、国の独立行政法人で行う必要はない。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 政策医療、地域医療の重要性は理解できる。しかし、全国ネットワークで行う必要性は理解できない。分割し、地域毎にネットワークを再組織化すべき。また、職員の兼業や派遣を行うことは、本当に良いことなのかは不明。
- ・ 本来は144病院が各地域で果たす機能は異なる。それぞれの病院にどのような機能を残すべきか。充実させるべきかを詳細に分析した上で、方向性を見直すべき。その上で30億という削減が妥当なのか。(場合によってはそれほど削減しては住民が不利益を被る。) ことも考えなくてはならない。
- ・ 政策医療は、独法独自の事業として位置づけつつ、旧国立病院、旧療養所全てを単一の機構として維持する必要性、合理性について検証する必要がある。特に地域医療については、大学病院・民間病院等各地域の医療機関とのネットワークで地域住民のニーズに応えるには、独法を各ブロックに分割することも含めてその在り方を検討すべき。

1-② 事務・事業（臨床研究事業）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
1人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 8人		—

<具体的な意見>

【① 事業そのものを廃止】

- ・ 受託研究は、臨床研究として資金の支払い対象ではない。

【改革案が妥当】

- ・ 臨床研究ができるということで優秀な山が集まるから。地域の拠点的機能を担う病院として医師の専門性の確保は不可欠だと思う。ただし、効率性についてはかなりの見直し、改善の余地はある。

1-③ 事務・事業（教育研修事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
2人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 7人		—

<具体的な意見>

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・ 教育研修事業は、医大、看護協会、看護大学等へ委託すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 看護教育はより論議をすべき。医師臨床研修医は、国の制度として行われているので機構独自のものではない。

1-④事務・事業（入札改革）

改革案では不十分	—
5人	
改革案が妥当	—
3人	

<具体的な意見>

- ・ 随意契約を徹底廃止
- ・ 随意契約や一者応札の解消に向けてもっと熱心に改革を進めるべき。
- ・ さらなる努力を求めたい。
- ・ 改革案は、一般論としては、当然ながら妥当であるが随意契約が多数にのぼる現状について、その原因と改革可能性とその具体的方針について分析・提案が検討されるべき

2 組織・運営体制

改革案では不十分	1人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
8人	7人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【①廃止】

- ・ 地域毎に分割し、一部の施設は廃止。一部の施設は自治体・民間に移管するのが適当。カパナンスは、人事権が必要であり、病院長が事務、看護師、技師の人事権を持つべき

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 地域（ブロック）毎に独法を分割。
- ・ 管理部門の資料が不足しているようで、若干わかりにくかったため、この点の改革案が見えない。
- ・ 地域別の組織に再編すべき。
- ・ 144病院を掲げた大きな病院チェーンがイコール・プットィングとして他の病院にはるか有利な存在になっている。将来の社会医療法人化等、組織の廃止、分割、各病院の独立を含め、適時実行してほしい。
- ・ 地域に密着した医療を推進するため、地域ブロック化（分割化）を追求すべき。
- ・ 144病院は、多すぎる。また、チェーン展開せずいくつかのブロックに分けるべき。
- ・ 国組織を前提にどう改革するかを考えるのか。全国いくつかのブロックに分割し、その組織・運営体制を考えるのか。後者の方策を選択したとき、どれだけ効率的な組織運営になるのかの検討が行われるべき

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人医薬品医療機構総合機構）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（審査関連業務（医薬品））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 2人	—	

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 国際的ハーモナイゼーションを一層充実して、同時に知的財産を国家として効果的に管理してほしい。
- ・ 審査に日本版グローバルスタンダードの観点を入れるべき（制度面を含む。）
- ・ 内部留保を精査すべき。用途明確化、透明性の向上。
- ・ 国際的ハーモナイゼーションを拡大する必要。海外に向けた審査のアピールも可能ではないか。こうした分野での国際活動を高めるべきであり、そうした発想が必要。
- ・ 目標値のより明確化が必要。
- ・ 4%の財政支出はゼロでも運営できるのではないか。

1-② 事務・事業（審査関連業務（医療機器））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 2人	—	

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 国際的ハーモナイゼーションを一層充実して、同時に知的財産を国家として効果的に管理してほしい。
- ・ 期間短縮を進める。
- ・ よいガイドラインを提示することによって、個別の認証を減少させることが必要。
- ・ 目標値のより明確化が必要。
- ・ 人員増と審査期間短縮をリンクして確実に実施してほしい。
- ・ 審査期間が長いということは、単にデバイスラグに止まらず、国内の医療機器メーカーの開発意欲を低下させ輸入品に頼るため、医療の自給率低下にも繋がっている。医療産業育成と雇用促進に向けても審査期間短縮は大事なことである。

1-③ 事務・事業（安全対策業務）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
2人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 4人	—	

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 人員増が達成されなかったとのことであるが、安全対策に必要な人員を確保し、安全性の確保をお願いしたい。
- ・ 医療機能評価機構が行なっている医療事故情報収集を一層有効活用し、事故が生じ難い仕組み作りをお願いしたい。後追いの対策にならないように。

【改革案が妥当】

- ・ 副作用情報だけではなく、事故情報を収集するのであれば、他の機関との連携が必要。

1-④事務・事業（健康被害救済事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
1人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 5人	—	

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 財政支出を受ける必要がある事業があるならば、その部分だけ国へ事業を移管したらどうか。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
4人	4人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産・組織など)
改革案が妥当		
2人		

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産・組織など)】

- ・ 現役出向・嘱託職員が多すぎると思われる。機構内の人材育成体制を強化し、若手を登用することにより、出向・嘱託を早期に減らして、効率の良い職員配置をするべきである。
- ・ リースと所有の基準と数値目標の策定
- ・ 人件費の説明力の向上
- ・ よりグローバルなハーモナイゼーションに沿った組織作り。同時に大学との連携による広がりを進めることが必要である。
- ・ 目標値のより明確化が必要。
- ・ 更なる人、金の投入の重点化。
- ・ 4%程度の財政支出は、法人の努力でゼロでも運営できるのではないか。

【改革案が妥当】

- ・ 特に(案)に示されている人材改革において国際交流、連携大学院構想の専門家の教育等は積極的に推進してほしい。
- ・ 独占事業としての責任を持ち続けてほしい。
- ・ 増員計画を一刻も早く実現するべく最大限努力すること。

厚生労働省省内事業仕分け (独立行政法人医薬基盤研究所)
仕分け人(6名)の評決結果

1-① 事務・事業(基盤的技術研究)

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当		
1人		

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 予算配分の仕組みを変えれば、他の機関(大学等)においても目的達成は可能と思われる。
- ・ 法人を統合し、この法人でのみ必要な研究にしぼる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ この研究所として取り組むべき研究について、大学等の他の研究機関でできないものか否か再検討すべきである。補助金の交付等で対応した方が合理的なものあるいはそれで足りるものもあると思われる。
- ・ 他の組織と統合したうえで、この事業の役割分担を再考するべきではないか。
- ・ 「「橋渡し」の分野の技術」の定義を明確にし、大学、企業が担う分野との線引きを明確にすること。
- ・ 各テーマに対する貢献度を明確にする。

(例)「大学」:「当研究所」:「企業」=50%:10%:40%

1-② 事務・事業（生物資源研究）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 他の機関で目的達成できる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 国立健康・栄養研究所との統合・整理

1-③ 事務・事業（研究開発振興事業（基礎研究推進事業・実用化研究支援事業・希少疾病用医薬品等開発振興事業））

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	3人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 他の機関で目的達成できる。

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国と重複している事業は国にもどしたらどうか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 現実的に沿った対応が必要である。
- ・ 希少疾病用医薬品等振興事業などは、この法人がやるべき事業と思われる。

1-④事務・事業（承継事業（出融資事業）【経過事業】）

改革案では不十分	4人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 早期に承継事業を整理した上で、国庫への返却が必要。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 出資金の精算をすべきである。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	4人	②他独法との統合・移管
	2人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
6人		
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 現業はできるだけ手放して情報センター化すべきで、国内外ともに情報の収集、分析、活用する大きな視点で、米国のNIH的な機関を設立し、その一部となることがあり得る。
- ・ 国立健康・栄養研究所との統合を進める準備が必要。
- ・ 国立健康・栄養研究所との統合・整理

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 管理部門が多すぎと思われるので見直しが必要。
- ・ 余剰資産を返金すべき。

ワーキンググループB

(事業番号) B-4

(項目名) 地方組織

(法人名) 労働者健康福祉機構

- (1) 産業保健推進センター業務(助成金事業を除く)
- (2) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業
- (3) 自発的健康診断受診支援助成金事業

(法人名) 高齢・障害者雇用支援機構

- (4) 障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)

評価者のコメント

(1) 労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務(助成金事業を除く)

- 省内仕分けで47センターを1/3程度に集約化すること。
- 産業医の重要性は認めるが、地域の開業医制度も充実しているので、国の産業保健推進センターは47センターを1/3に削減するついでに全廃も視野に入れて行うこと。
- 相談と研修の必要性はあるが、実施方法は1/3程度以上への徹底的集約化を図るべき。
- 家賃の節約。6~7カ所に減らせる。3年以内に改革実施。
- 地域産業保健センター等、他の機関との連携を強め、より効率的な運営を実施する。さらには、国・地方を含めた全体的な統合(機能・組織)が求められるのではないか。

- 地域産業保健センターの方が拠点も多いことから、ここに統合することで全体のコスト削減ができると思われる。
- センターは1つでいいのでは。
- この法人が実施している研修等の事業には一定の意義が認められるものの、ハード(施設)は必要ではない。一般競争入札を行うべき。
- 機能(相談・研修)は維持しつつ、ハードは大胆に廃止する。どうしても必要なら、労基局、医師会等に委託する。
- 地域産業保健センターとの連携で対応できる。予算半分に縮減。
- 改革案は認めるが、さらに合理化必要。
- 事業所のみならず人員(事務職員)も減らすべきだ。
- 独法はデータの集約、研修内容の管理、調査等のみ行う。地域・職域においては、医師会・地域産業保健センターで行う。
- 財団法人労災サポートセンターと統合。
- 地域の特性などを踏まえると、全国画一的に実施する必要はない。

(2) 労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業)

(厚生労働省の当該事業を廃止する方針を確認した)

(3) 労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務(自発的健康診断受診支援助成金事業)

- たったの2,226人(年間)の利用実績しかない事業であり、早急に廃止すべきである。
- 効果がないと判断できる(全深夜労働者に占める割合が少なすぎる)。深夜労働者だけに対する支援ということに合理性がない。
- 事業の利用者2,200人の診断結果を把握せずにアンケートによる事業の満足度調査結果しかないということは、国費を投入した事業の継続に値しない。
- 対象となる深夜労働者数に比してあまりにも受診者が少ない。実績数も落ちているので事業として成立していない。廃止した後に法の趣旨に基づき新たな事業として企画すべき。
- 規模の面等から見て意味がない。
- 対象者が減ってきており、職場の検診等で対応できる。この事業をやるための人件費がかかっている。
- 公益とは言えない。
- 一度廃止して効果など検証した方がよい。
- 補助金以外の別の政策手法を検討する。

- 財団法人労災サポートセンターと統合。
- 労働者の勤務状況が悪化していることに鑑みれば、むしろ地域で事業を強化すべき。
- 雇用主が支払うべき。
- きめ細かくニーズに対応するためには、地方自治体で実施すべき。
- 労働者の一部への小規模事業であり、実施は自治体に規模等を含め委ねるべき。
- 深夜業の従事者の健康診断はあった方が良いが、ニーズが減っているので縮減。

(4)障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)

- 間接事業費(人件費・管理部門、家賃等)削減。竹芝オフィスは即刻返却。
- 機構側も説明しているとおり、仕事ごとに民間ができるもの、自治体がすべきものがある。こうした仕事の分担を早期に行い発表すべき。
- 制度の進展によって企業等の雇用主への事業移管を進めれば、専門的機関としてスリム化、高度化できる(直接実施よりもコーディネート機能への転換を目指す。)
- 無駄な設備の整理・統合、不要な事業の整理・統合を数年以内に実施。
- 施設費を削減すべき。
- センターの集約化。東京本部の幕張本部への集約化に伴い一般会計へ返納。
- 雇用支援機構の千葉本部へ毎日出勤出来ない理事長は直ちに交代してもらい、竹芝事務所は廃止する。高齢者・障害者の職業指導は、重要であるが、ハローワークとの切り分け、共同事業化について理事長のリーダーシップが求められる。
- 厚労省からの独立性を確保し、理事長のガバナンスを強化。
- 事業によってはすでに民間・NPOで展開が進んでおり、今後はその支援をさらに進めていくべきで、独法としては縮小。
- 独法自体の効率化・スリム化の余地もまだ大きい。
- 地域の支援センターやハローワークとの連携を強化すべき。
- センター毎の配分基準を明確にし、公開すべき。
- 施設の統合・組織のスリム化等により、コスト縮減を図り事業費として活用すべき。
- 予算の選択と集中が必要。
- 事業内容は評価するが、施設が過大で維持コストが大きい。
- 財団法人労災サポートセンターとの統合。
- 重要な事業ではあるが、独法で実施する体制もなく、かつその必然性は認められない。自ら実施する必要がある困難ケースに特化するなど、事業の見直しが必要と考える。

- 華美なセンターから不要な美術品・備品は換価の上、国庫返納すべき。
- 各都道府県協会などへの資金配分をこの独法がやる意義はわからない。地方自治体で地域に根づいた支援ができる。そのための補助金(交付金)は出す。千葉本部は、施設コストがかかりすぎている。不要な資産を返納すべき。
- この法人が行わなければならないという理由が取り立てて認められない。

WGの評価結果

(1)労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務
(助成金事業を除く)

当該法人が実施し、事業規模は縮減
省内仕分け結果1/3縮減に
とられない更なる削減を求める

<対象事業>

- ・廃止 2名
- ・事業の実施は各自自治体/民間の判断に任せる 1名
- ・他の法人で実施 2名(事業規模 縮減 2名)
- ・当該法人が実施 11名(事業規模 縮減 11名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・不要資産の国庫返納 1名
- ・事業主体の一元化 1名
- ・特定法人と継続的な取引関係の見直し 1名
- ・ガバナンスの強化 4名

(2)小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業
事業の廃止
(厚生労働省の当該事業を廃止する方針を確認した)

(3) 自発的健康診断受診支援助成金事業

事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 4名
- ・ 当該法人が実施 1名（事業規模 縮減 1名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ その他 1名

(4) 障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)

当該法人が実施し、事業規模は縮減 加えて美術品等、不要資産を売却

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 3名
- ・ 他の法人で実施
（事業規模縮減 1名）
- ・ 当該法人が実施
（事業規模縮減 8名、現状維持 3名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 6名
- ・ ガバナンスの強化 5名
- ・ その他 1名

とりまとめコメント

労働者健康福祉機構の産業保健推進センター業務(助成金事業を除く)については、11人が当該法人が実施すると判断しているが、その全

てが事業規模の縮減を求めているものである。

センターを1/3程度に集約という、厚労省内の事業仕分けの方針が示されているが、それ程度又はそれ以上の縮減を求めているというコメントもあり、是非前向きに検討いただき、更なるコストダウンを目指していただきたい。

労働者健康福祉機構の産業保健推進センター業務(自発的健康診断受診支援助成金事業)については、事業の廃止を求めているのが圧倒的に多く11人である。これについては、ニーズが大変減っていること、また、自治体でできるところもあるという指摘もある。これについては、事業の廃止を求める。

高齢・障害者雇用支援機構の障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)については、大変多くの評価者(11名)が当該法人が実施するという結論を出しているが、事業規模の縮減が8名となっている。これは、重要な事業であるが、非常に高コスト体質であるということ、そして様々な美術品や不要資産については返納を検討すべきではないかということである。

※ なお、労働者健康福祉機構の産業保健推進センター業務(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業)については、厚生労働省の当該事業を廃止する方針を確認した。

ワーキンググループB

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

(1) 福祉貸付事業

(2) 医療貸付事業

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価者のコメント

(1) 福祉貸付事業

- 助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施した方が適切と考える。
- 貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- 政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- 地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から徐々に撤退すべき。
- 政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 独法という法人形態で融資をすべきではない。
- 正式に書類を受け付けてから貸付決定までは37日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに2年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- コンサルティング業務に特化することも一案ではないか。融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- 貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- 福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- 融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- 福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- 福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういった報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失政を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(2) 医療貸付事業

- 良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に入れるべき。
- 貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- 政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- 地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から徐々に撤退すべき。政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- 助言審査を機構で行い、貸付は他機関で実施した方が適切と考える。
- 独法という法人形態で融資をすべきでない。
- 本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- 医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- 助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

●民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかかりすぎるとの声もあり。

●事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。

●必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。

●現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティーネットになっている。しかしながら赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。

●医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に入れて、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。

●民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。

●そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。

●診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。

●高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。

●医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

●年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。

●マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。

●セーフティーネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需

要へのスキームは考えるべき。

●そもそもの法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。

●年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。

●年金を前倒して困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。

●セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。

●年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。

●年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのならば、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。

●無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。

●そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。

●年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待つて判断する。

●実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。

●絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

WGの評価結果

(1)福祉貸付事業

効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、拡充 6名)

- ・ 国等が実施 1名 (事業規模 拡充 1名)
- ・ 当該法人が実施 7名
(事業規模縮減 2名、現状維持 3名、拡充 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- ・ その他 1名

(2)医療貸付事業

効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、拡充 6名)
- ・ 国等が実施 1名 (事業規模 拡充 1名)
- ・ 当該法人が実施 7名
(事業規模縮減 1名、現状維持 4名、拡充 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名 (事業規模 縮減 1名、現状維持 1名)

- ・ 当該法人が実施 3名 (事業規模 縮減 1名、現状維持 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かった。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勧奨してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということを付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもって行ってほしい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-1

(項目名) 労働行政担当職員研修、労働政策研究等

(法人名) 労働政策研究・研修機構

(1) 労働行政担当職員研修(労働大学校)

(2) 労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)

(3) 成果普及等

評価者のコメント

(1) 労働行政担当職員研修(労働大学校)

- 研修のためのホテル施設を独法が保有する必要はないのではないか。
- そもそも、国が職業紹介等の事業を行う必要は薄れているのではないかと。それ故、研修の必要性もないのではないかと。
- 宿泊棟を含む施設を廃止・売却する。
- 研修は他の国の施設の活用や、地方での実施など見直すべき。
- 大学校のハードは不要。
- 研修内容見直し、地方中心の研修にする。重要研修は、省直轄で実施。
- 職員研修機関に対して「労働大学校」の冠を付けておく必要はない。実務機関の実態に即して「労働研修センター」のような名称に改めると同時に、箱物の処分を考慮して身軽になった方がよい研修成果が望める。
- 研修内容と期待する効果は国が労働行政として責任を持つべき。その上で、最適な研修方法(中央・地方、専門と一般、対面とメディアなど)を組み合わせ、必要に応じてアウトソーシングすれば、広大な研修施設は不要となる。
- 行政の研修は国で行うべき。ただし、研修方法・施設は全面的に見直す必要がある。

- 地方に出向いて実施するもの、民間で実施してもらうものを、全体の研修を見直す中で明確にする。研修のための施設は売却を検討してよいのではないかと。国の他の研修施設の利用が充分可能なはずである。施設利用が自己目的化しているように見える。
- 広大な敷地・建物を所有する必要性について、合理的な説明がない。研修講師の出張で足りる。
- 人件費が高い。
- 地方でできる研修もあると思うので、労働大学校の施設は他省庁と共有して中央で行うべき研修のみ実施すればよい。
- 研修の内容とコストに応じて地方での研修、インターネット、中央での実施を検討し、トータルでもっとも効率的、効果的な方法をとる。
- 建物があること・建物を利用することを前提として研修の行い方を変えるべき。
- 効果測定の方法を設ける。
- 公務員研修を独法としてハコモノで実施すると、宿泊研修ありきで研修内容の柔軟性を欠きやすい。研修内容を分けて、中央に集めて行うもの、講師が地方に出向くもの、インターネットやDVDを用いるものと多様に再検討すべき。
- 研修事業は、独法ではなく国で行い、宿泊研修は減少すべき。
- 座学とロールプレイを区別し、座学については基礎内容はDVDで配る。制度変更等のスピード重視のものは、ネット授業とする。ロールプレイについては地域ごとに講師を育成して地域ごとに実施する。
- 設備は売却、不要資産は国庫返納。アンケートは職員ではなくハローワークの利用者から取るべき。
- 研修内容を見直し、中央で必ずやるものと地方で行うものを峻別すべき。
- 20名で2億8百万円の人件費(退職金含まず)、ラスパイレス105、人件費を削減すべき。
- 自分たちの職員の個別の能力の研鑽のために研修を受ける本人の負担ではなく別に税金をどんどん使ってもいい、という考え方が当たり前とする認識は納税者の理解を超えたものである。
- 自己研鑽は、通常の業務の範囲内である。厚労省職員の研修なのだから、厚労省が研修料を支払うべき。
- 研修は重要だし必要だが、労働大学校をコストをかけて維持管理するよりも、出前講座やホテル、会議等を活用して行えばよい。
- 研修は必要だが、実施体制が問題。
- コストをさらに削減。

(2)労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)
(3)成果普及等

- キャリアマトリックス、ガイダンスツールに関しては、民間の方がすぐれており、事業を継続させる必要性はない。
- 職業分類ならびに成果普及についてはコストの縮減、効率化が求められる。
- 独法の自主性を高めるべき。厚労省の指示で研究しているのでは発展性がない。キャリアガイダンスツールについては、地域の実態を理解している地方や、民間に任せた方がよい。
- 独立行政法人の独立性がなく、厚労省の指示に基づき下請機関として存在していることが明らかになった。民間の職業情報に比べて見劣りするキャリアガイダンスのツールと成果普及は、国費を投入してまで存続する必要性は認められない。
- キャリアガイダンスは廃止。賞金は不要。現役出向については、中立性の観点から縮小・廃止すべき。
- キャリアマトリックスはすでに一応の完成を見ており、公開すれば足りる。キャリアガイダンスツールについては、本当のインフラ部分に絞って実施。民間でできるものは廃止。
- 労働政策研究の重要性は理解するが、本来の中立的な研究に特化すべきで、キャリアマトリックスや職業情報などは、独法の機構で行う必要は乏しい。職業情報の分野は、基本的に民間に任せ、国が補完すべきことがあると判断すれば、国自身(ハローワーク等を含め)が行うべき。
- 民間の事業が充実してきており、機構しか担えないものは何か再検討することが不可欠。
- 民間の力に任せるべき。
- 民間で十分対応できる(大学やシンクタンク等)。どうしてもこの独法でやる必要性は感じない。
- 当該事業については、職業分類のみに限定する。
- 進路指導、職業(キャリア)分類などの研究とその成果による普及は分けて考えるべき。成果普及は民間の方がノウハウの蓄積がある(「13才のハローワーク」は村上氏のオリジナリティが効果的に活かされたもの)。独法は研究に特化し、その活用は国が責任を持つべき。
- 自分たちのかかえる医師の偏在や看護師不足を改善すべく、この独法の研究成果が機能している様子はない。
- 表彰は残してよいが、賞金を税金(運営交付金)から出すべきではない。
- 厚生労働省が直接実施している研究以外は独法でなくとも民間ベースで実施がなされると考えられる。

- 国の直轄でできる業務についても本省と重複しているものがある(労働行政に必要なものであれば本省で行うべき。)
- 民間の情報提供が進んでいる中、キャリアガイダンス等職業情報の提供を国費を使って行う必要性は低下。

WGの評価結果

(1)労働行政担当職員研修(労働大学校)

不要資産を売却し、事業規模は縮減した上で、国が実施

<対象事業>

- ・ 廃止 2名
- ・ 国が実施機関を競争的に決定
(現状維持 1名)
- ・ 国等が実施
(事業規模縮減 7名、現状維持 1名)
- ・ 当該法人が実施
(事業規模縮減 6名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 7名
- ・ 事業主体の一元化 2名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 3名

(2)労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発) (3)成果普及等

事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 8名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 3名
- ・ 国が実施機関を競争的に決定
（事業規模縮減1名）
- ・ 国等が実施
（事業規模縮減 2名）
- ・ 当該法人が実施
（事業規模縮減 3名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名
- ・ その他 1名

とりまとめコメント

労働行政担当職員研修(労働大学校)については、結論としては、国が実施、事業規模は縮減としたい。

広大な土地建物については、不要資産の売却、国庫返納に努めること。

更には研修内容の見直しで、中央・地方、特に地方でできるものもつとないのかといった観点も是非検討していただきたい。その他、厳しい意見であるが、建物がありきで研修内容が決まっているのではないかということも言われているので、是非、効率的な運営に努めていただきたい。

労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)、成果普及等については、結論としては、事業の廃止ということで判定したい。様々な意見があるが、とりわけ、民間の方が総じて優れたノウハウをもっているという意見が多い。そういう意味で、一定の役割は終えたのではないか。

ガバナンスの強化についても若干触れたいが、中立性が求められる一方で、常にこの独法の開設以来、現役出向の方が独法の中枢におり、

今回公募ではあるが理事について元局長の方がいる。独立性というのがどこにあるのか疑義もあるので、独立性を高めていただくように是非お願いしたい。

また、労働関係図書表彰について、税金を使って賞金を出すことは必要ない。

ワーキンググループB

(事業番号) B-5

(項目名) 病院事業

(法人名) 国立病院機構

(1) 診療事業

(法人名) 労働者健康福祉機構

(2) 労災病院の設置・運営

評価者のコメント

(1) 診療事業

- 国庫負担額をゼロにすべきである。
- 事務職員のラスパイレス指数 97.3 は職員の学歴・経歴構成を考えると、国家公務員に比べて明らかに高いので、2 割程度削減すべきである。医療スタッフは非公務員化の達成により待遇改善してさらに良質の地域医療の担い手として存続することが求められる。
- 理事長のガバナンスを強化して、厚労省から独立性を確保する。
- ブロック事務所と本部経費(34億円)を縮減(1/3程度)する。本部経費のための各病院からの3%徴収を見直すべき。非公務員化の実現については、厚労省から出向している職員のガバナンスを強化し効率化する。随意契約、ファミリー企業との関係の徹底見直し。
- 非公務員化。本部経費の削減(ブロック事務所の廃止、本部経費の削減)。地域連携を進めるべき(病床利用率UP)。
- 非公務員化のメリット・デメリットを明確にした上、具体的な移行スキームを明らかにすべき。また、地域の公的病院との統廃合など国立病院のあり方について検討すべき。
- 本部、地域ブロックの経費の削減に努めるべき。その点において事業規模を縮減。
- 非公務員化する際に、厚労省の出向者がそのまま継続することのない様な対応が必要。国立病院の地域医療の中での役割をさらに明確にしていきたい。
- 間接部門の合理化・効率化はまだ余地がある。医師、ナース等の待遇改善を計る必要がある。労災病院・地域の公立病院との経営統合も検討すべき。
- 国立病院はどうあるべきか。地域の医師不足問題にどう関わるか考えて欲しい。

- 本部とブロックの機能の合理化を図るべき(機能についての十分な説明はなかった)。また、本部等に厚労省の役人が必要(研修を兼ねて)というが、財務・人事部門に受け入れると独立が阻害される。
- 経費削減により医療体制の充実を図るべき。地域医療の中で役割分担強化すべき。
- 非公務員化すべし。収益を確保しながら医療スタッフを拡充。政策コスト分析を活用して将来の経営・財務についての見通しを立てつつ経営を改善。特定の疾病に対する補助金だけとし、運営費交付金を縮減。
- 非公務員化は単に形だけ行うのではなく、厚労省への人材の戻しと民間並の賃金での事務員採用を行うべき。これを徹底して初めて本格的なコスト削減ができる。
- 病床利用率3年連続70%切ったら病床削減。民間病院に払い下げる。

(2) 労災病院の設置運営

- 労災病院だけが労災医療をやっているわけではない。労災病院の使命は現在はない。
- 実質は通常の病院である。さらにガバナンスがきわめて低いレベルにとどまっている。このことに徴すれば経営主体自体を民営化して、明確なガバナンスをすべき。じん肺等のケアについては目的ごとに補助を考えるべき。
- 地域医療体制の中で、再編して機能充実すべき。
- 法人のあり方に問題がある。労災の部分は非常に少ないので、一般病院として、政策医療の部分は一定の税金投入という枠組みをつくるべきではないか。情報開示も十分でなく、病床利用率も低い。法人の抜本的改革が必要。
- 健全な経営がなされていない。国立病院機構等との経営統合など、国としての総合的な医療体制を検討すべき。労災に特化する必然性もなくなっている。
- 労災医療も政策医療のひとつと考えれば、国立病院機構への統合・廃合。他の公的病院との統合も含め根本的な見直しが必要。
- 労災病院を特化する必要は低下していると考える。国立病院も含めて役割を再整理していく必要がある。
- 国立病院と統合する等、労災に特化せずに全国の病院ネットワークに組み込んだら良いのではないか。
- 廃止統合の効果が出ればさらに事業規模の縮減を進める。理事長のガバナンスの強化により国から独立を確保する。
- 労災病院はアスベスト疾患とメンタルヘルス、過労死等の拠点であることは認めるが、民間病院でも労災認定は容易に行える現状から存在意義を再構築する必要がある。労災に特化して経営改善が出来なければ、「労災」を冠にする意義は薄れる。これらを国民に対して正確に情

報開示することが求められる。

● 労災疾病以外の一般患者が 95%を占めている。労災病院内のネットワークでの経営改革にとどまらず地域医療全体の存続の観点から、他の公立・公的病院との連携・再編・ネットワーク化を図るべき。

● 債務超過の病院は民間委譲。

● 事業経費の削減。

● 地域連携の必要性。

● 労災病院間の整理統合。

● 労災ならではの高コストは改善が必要。

● 「労災」という特定の役割を中心に捉え、ガバナンスを改革すべき。

WGの評価結果

(1) 診療事業

当該法人が実施し、事業規模は縮減
病院のガバナンスについては抜本の見直し
本部経費縮減、ブロック事務所は廃止を含め
て検討
他の公的病院との再編等についても広く検討

<対象事業>

- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 1名
- ・ 当該法人が実施 13名
(事業規模 縮減 7名、現状維持 5名、拡充 1名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 1名
- ・ 自己収入の拡大 1名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 1名

・ ガバナンスの強化 7名

(2) 労災病院の設置・運営

当該法人が実施し、事業規模は縮減
病院のガバナンスについては抜本の見直し
他の公的病院との再編等についても広く検討

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 2名
- ・ 国が実施機関を競争的に決定 1名 (事業規模 現状維持 1名)
- ・ 他の法人で実施 4名 (事業規模 縮減 2名、現状維持 2名)
- ・ 当該法人が実施 6名 (事業規模 縮減 4名、現状維持 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 2名
- ・ 自己収入の拡大 2名
- ・ ガバナンスの強化 7名

とりまとめコメント

国立病院機構の診療事業については、13人の評価者が、当該法人が実施すると判定しており、これをWGの結論とさせていただく。13人のうち7名が事業規模は縮減としているので、これを実施していただきたい。ガバナンスの評価を見直すべきという意見も7名あり、ガバナンスについてさまざまな議論があったのでそれも踏まえて改革を行っていただきたい。

非公務員化についてもさまざまな議論があったが、特に、非公務員化の際に、厚労省の出向者がそのまま継続することのないような対応については是非検討していただきたい。

さらに本部経費の削減、ブロック事務所の削減あるいは廃止も含め見直すべきという意見が出ているので検討をお願いする。

労働者健康福祉機構の、労災病院の設置運営については、当該法

人が実施すべきという意見が6名であり、これをWGとしての結論とさせていただきます。6名のうち4名が事業規模を縮減すべきということであり、あわせて結論とさせていただきます。ガバナンスの強化について、さまざまな意見があり、7人が見直し。全体的に病院再編やコンソーシアムの議論がございましたのでそれも踏まえて改革をお示しいただきたい。

ガバナンスが極めて低いという意見が多数あり、地域医療再編の中で機能強化を目指すべきという意見も出ていたので、それも踏まえていただきたい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-14

(項目名) 審査関連業務、安全対策

(法人名) 医薬品医療機器総合機構

(1) 審査関連業務(医薬品・医療機器)

(2) 安全対策業務

評価者のコメント

(1) 審査関連業務(医薬品・医療機器)

- 厚労省からの出向者が多い上、主要ポストに多数在籍している。こうした点から独法としてのガバナンス・責任の所在が不明確である。3年以内に出向者を“0”にし、自立(自律)し、独法の主体性を確保する。その上で“FDA”など、国際的なレベルを目標にする。
- 医薬品・医療機器の審査という極めて重要な任務を担っているため、独立性・中立性が必要。申請企業からの十分な距離・中立性を確保するのは当然だが、厚労省からの出向者が独法の主要ポストに着くシステムでは、独法の本래の意義が発揮できない。審査体制・審査基準の定め方について、厚労省は、独法の良さを出せるように工夫すべきで、その点での連携を中心にすべき。
- 審査体制の改善が急務。
- 組織の抜本的改革が必要。現役出向の全廃を求める。審査官はPhDの資格が必要。部長はNEJMC(New England Journal of Medicine)に論文掲載できる力量が必要。国際共同治験機構の早期発足。
- 人員増加のみならず、審査のあり方(外国承認薬の特別扱い等)検討すべき。医療機器、特に「後発医療機器」の審査が高額。不便なところを改善すべき。
- 厚労省とPMDAの役割を明確化、とりわけ、現役出向者を計画的に削減する。優秀な人材を確保できるよう、給与水準、利益相反規定を見直す。審査手数料の見直し(製薬会社の負担増)。医療機器の第三者認証の見直し。
- 厚労省との役割分担、人事関係をより明確にすべし。
- 人材を広く登用(製薬、医療機器)し常に社会にコメントする、饒舌な機関であってほしい。

- 政策立案者の所在が分からなくなる厚生労働省からの出向者が、政策の結果の評価を行う機能をもつ機構の重要ポストに多数存在するのは、機能分担が不明瞭になるだけでなく、責任の所在が分からなくなる。また、出向者が多いことはプロパーのモラルを低下させる原因となる。非常に重要な仕事なので細部にわたるガバナンスの強化のための方法を検討すべき。
- 機構の独自性・効率性を高めるとともに体制の充実に国が責任をもつ必要がある。
- 現行のように厚生労働省からの出向が多いと(特に管理職)、役所的体質は変わらない。独立した審査機関になるべきである。
- 今後も医療に対し財政資金の大量投入が予想される。PMDA の役割、事業規模も拡大するため、より透明性・説明責任を高めなければならない。
- 独法の主体性、独立性が不十分。職員 599 人中 120 人が厚生労働省出向者。管理職 6 人うち 2 人が厚生労働省出向者。お役所的な風土になっているのではない。優秀な職員が集まりにくい現状改善、ドラッグラグの解消のために予算や人員を集中すべき。
- 日本の医療水準を向上させ、更に医療市場を成長させるためには、PMDA も FDA 並以上の水準(スピード、信頼性、コスト)を確保しなければならない。そして、そのための最も重要な方策は FDA と競争させる中で PMDA をきたえるべきである。従って FDA への申請も認めるべき。
- 医薬品、医療機器の審査は国が責任を持って行う。医療制度そのものの抜本的見直しが必要。
- ドラッグラグの問題は人、資金両方の問題。職員の部長クラス以上が厚生労働省の出向なら、国に業務を戻してはどうか。

(2)安全対策業務

- 審査で足りない安全対策が必要であればチェック&バランスの意味でも別法人にすべきではないか。
- 安全に非競争的な組織を内部から強くしていくのは極めて難しい。FDA、EMA と競争させながら、しばらくは政府としても全力で競争力強化の支援をすべきである。
- 副作用情報は、厚生労働省にも入るので、情報の一元化、責任の所在の明確化が必要。安全対策の人員増員をしても、制度上責任は国あるため、独法側での責任体制はとりにくい。連携をとるために厚生労働省から多数の職員が出向しているとすれば、独法の形をとることの合理性が疑われる。審査業務との連携は別の形でとることも可能。
- 厚生労働省サイドと独法サイドと「二元性」とならないよう役割を明確にする。そうした意味でも厚生労働省からの出向は「0」にすべき。
- 企業との関係を見直す。公正・中立性の担保。
- 副作用情報等のより迅速な提供と責任の明確化の徹底。

- 独法であるにもかかわらず、厚生労働省出身の管理職が多い。独立性を外見的にも高める制度改革が必要。
- 現役出向者制度は廃止する。
- 理事等(事務系)、監事、事務系OBやめる(プロパーの技術者)。組織運営マネジメント役の廃止。
- 厚生労働省との役割分担、人事関係を明確にすべし。
- 様々な事象について社会に開かれた饒舌な機関であってほしい。
- 審査の充実とともに、安全対策は非常に重要。まず、現状でできるだけの情報公開をすべき。企業への過度の依存を見直すべき。
- 外部の目による徹底した評価の仕組みも強化する必要がある。
- 安全対策は重要であり、ガバナンスの強化、情報公開を徹底、強化する必要がある。

WGの評価結果

(1)審査関連業務(医薬品・医療機器)

当該法人が実施し、事業規模は拡充
出向の在り方の問題を含め、ガバナンスの
抜本的改革・強化

<対象事業>

- ・他の法人でも実施(FDA等でも実施を認める) 1名(事業規模 拡充 1名)
- ・国等が実施 2名(事業規模 拡充 2名)
- ・当該法人が実施 13名(事業規模 現状維持 5名 拡充 8名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・自己収入の拡大 1名
- ・ガバナンスの強化 13名
- ・その他 1名

(2)安全対策業務

当該法人が実施し、事業規模は拡充
ガバナンスの抜本的改革・強化

<対象事業>

- ・ 他の法人で実施 2名 (事業規模 現状維持 1名、拡充 1名)
- ・ 国等が実施 2名 (事業規模 現状維持 2名)
- ・ 当該法人が実施 12名 (事業規模 現状維持 5名、拡充 7名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ ガバナンスの強化 11名

とりまとめコメント

医薬品・医療機器分野は、国民の命・安全を守る重要な分野であることを考慮して、より良い業務を行っていただきたい。

(審査関連業務(医薬品・医療機器))

当WGとしては、当該法人が実施し、事業規模は拡充との結論とする。

国民からの要請もあり、事業規模は拡充とする。ガバナンスの強化が重要である。国民的な疑問の呈されている厚生労働省からの現役出向を計画的に解消し、独立性の担保をしっかりとしていただきたい。優秀な人材をどうやって確保していくのかを、真摯に議論していただきたい。

また、医薬品と医療機器が薬事法の中で規制されているということで、手数料が全体として高額になるとの指摘もあり、医療分野を成長戦略として捉える中で障碍になっていないか、という指摘もある。

(安全対策業務)

当WGとしては、当該法人が実施し、事業規模は拡充との結論とする。

ガバナンスの強化を本格的に求めていきたい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-13

(項目名) 基盤的技術研究等

(法人名) 医薬基盤研究所

- (1) 基盤的技術研究
- (2) 生物資源研究
- (3) 基礎研究推進事業
- (4) 実用化研究支援事業
- (5) 希少疾病用医薬品等開発振興事業

評価者のコメント

- (1) 基盤的技術研究
- (2) 生物資源研究

- (財)ヒューマンサイエンス振興財団(HS 財団)との関係を整理し、再構築すべき。
- 民間の製薬会社等と競合する分野は研究から撤退し、希少疾病用医薬品研究に重点化すべき。その上で小さな独立行政法人として研究者を抱えて行う必要性を再検討すべき。運営費交付金によって自ら研究している職員が他から競争的資金をとって別の研究をする仕組みは理解しにくい。そうであれば、運営費交付金を減らすべき。出資金の国庫返納。
- 他法人、企業で行われている研究との関係を再検討し、研究所でやらなければならない研究にさらに重点化していく必要がある。
- 他の研究機関と統合するか、民間に実施の判断を任せることができる。この独法が実施する必要性は認められない。HS 財団との関係も速やかに解消すべき。
- HS 財団への生物資源の提供は直ちに内製化するが、HS 財団のこの事業の売上と利益を図

り、適切な利益を上げるべき。基盤的技術研究については、市場原理が働かない希少疾病用に特化すべき。HS 財団の役割が不明瞭であり、資金の流れを整理すべき。

- HS 財団を通さない形で生物資源研究を行う。基盤的技術研究について HS 財団との統合を進める。研究所から財団へ渡る資金もあれば財団から研究所へ渡る資金もある状況は解消すべきである。
- 何のための研究所かがよくわからない。自前の研究予算は約 30 億円、ファンディングが 80 億円。関係する公益法人との関係が不透明で、研究者がいない財団に「橋わたし」のために 13 億円を出し、また、この当該財団からの資金を得て研究を行っていることもわかりづらい構造となっている。自己収入が 3 割、国費が 7 割、本来もっと自己収入があるべきではないか。
- 新たな研究開発法人制度のもとで研究のあり方を含めて抜本的に見直す。HS 財団との取引は、抜本的に見直す。
- HS 財団との重複が多い。HS 財団への科研費交付を廃止すべき。「橋渡し」支援の意義が不明。民間で可能であり、国費を使うべきではない。民間企業の参入が少ないと思われる希少疾病用医薬品研究を除き、できるだけ早く廃止。
- HS 財団とこの独法は、どちらが独法なのかわからない。HS 財団からこの独法が競争的資金を受けている関係はおかしい。
- 「橋渡し」機能としてはあまりにも分野が広い。機能を絞り、効果判定を明確にすべき。
- 基盤研究とはいえ、製薬産業全体の市場規模から見て小さすぎる。もし本当に創薬に結びつくのであれば、製薬会社から外部資金を導入すべきである。意義を認めるのは難しい。
- 独法自らの研究については、その「創薬の共通基盤の整備」のスケールとの比較で成果が上がるとは考えづらい。橋渡し支援としては FA にウェイトをシフトすべき。
- そもそも製薬業界に超えられない死の谷があるのかわからない。ワクチンなど例外的に死の谷があるのであれば、それに限ってコンソーシアムに補助を出せばよい。
- 国費から研究資金の環(灌)流が生じているようで、生じている事象の理解すら不能な状況にあり、抜本的なガバナンスの強化が必要。
- (独)国立健康・栄養研究所との統合については、異質な法人であり統合は好ましくなく、22 年度中の廃止が相当。民間、大学健康学部・栄養学部に全面的に委託すべきである。

(3) 基礎研究推進事業

(5) 希少疾病用医薬品等開発振興事業

- HS 財団との関係を整理し、事業を再構築すべき。

●大学向けは科研その他と統合すべき。製薬会社向けは不要。希少疾病等は国が責任をもって実施すべき。預金等は返納すべき。

- 厚生省の出向者がマッチングしているのなら、国に戻した方がよい。
- 国が外部評価委員会の下で決定。本独法における基礎研究推進事業は速やかに廃止すべき。
- 研究資金を配分するために独立行政法人の形をとる必要は乏しいのではないか。希少疾病に特化することを含め、本省の政策として配分すべき。独立行政法人を関与させることによって効率性が上がると思われぬ。
- 政府出資金の返納。
- ファンディングについても政策的に希少疾病に特化すべきだが、厚生省の指定で自動的に助成金が交付されるのであれば、この独法が行う合理性はない。
- 筑波の総務部・研究部は、大阪に統合すべきである。阪大の附属を考えるべきである。ナショナルセンターとの一体的運営を進めるべきである。職員 82 名は小規模すぎる。
- 分野を限定し、科研費補助事業とすべき。
- 厚生省現役出向者が関与していることや、独法が自ら実施すべき必要性の説明がないことから、国が実施すればよいと思われる。
- 本省からの出向者が 3 人いる。この 3 人を含んだ 6 人がファンディング先を決める評価者 100 人を選定し理事長が決めている。この独法は独立性が薄い。新たな研究開発法人でやることも含めて組織形態全体を見直す。
- 基礎研究推進事業は廃止。希少疾病用医薬品等開発にのみ特化。
- 厚生労働省からの独立性を高めるべきである。現役出向、天下りを返しガバナンスを強化する。出向者が返せないのであれば独法としてのあり方を考え直す。
- ファンディング機能については、新たな研究開発法人制度のもとであり方を抜本的に見直す。不要資産を国庫に返納。
- 希少疾病用研究開発支援が公明正大な過程で行われるようガバナンスを強化していただきたい。

(4) 実用化研究支援事業

- スキームとしてすでに機能していないので、直ちに廃止し、必要とあれば新たなスキームを検討する。
- 直ちに廃止する。

- 省内仕分けが甘い。直ちに廃止すべき。
- 即時損失計上すべきではないか。
- 運営費交付金で運営することにし、有価証券など余剰金を返納する。できるだけ速やかに廃止する。
- 政府出資金の早期返納。
- 国も独法も実施すべき必然性が認められない。可能な限り回収し、速やかに独法の事業としては廃止すべき。
- 54億円の繰越欠損金。売上実績ゼロ。新規事業の募集停止している。こうしたことから廃止すべき。
- 全体の戦略がはっきり説明できていない。
- ベンチャー支援は各省庁に点在しているものをまとめてはどうか。ベンチャー支援の仕組みがしつかりしていない。
- ベンチャー支援の枠組みは、厚労省の他の部署や、他省にもあり、この独法で行う必要性は乏しい。早急に事業を廃止すべき。
- IRR(内部収益率)さえ説明できない収益配分付委託は理解できない。いったん損切りをして、成果の上がる仕組みを構築できたら再度事業として事業費を請求すべき。
- 可能な限り速やかに廃止すべき。
- 新たにこの事業を設けて支援を行う必要性に乏しい。支援対象の選定の基準が不透明ではないか。
- 速やかに廃止することが必要。
- 厚生労働省の「改革案」について、余剰資産などの売却▲1.8億円は不十分。統合予定の(独)国立健康・栄養研究所(国立感染症研究所の柏などへの移転)により跡地売却50億円以上、不要資産売却すべきである。

WGの評価結果

(1)基盤的技術研究

(2)生物資源研究

事業規模は縮減

当該法人と厚労省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し

<対象事業>

- ・ 廃止 5名
- ・ 事業の実施は各自治体/民間の判断に任せる 1名
- ・ 当該法人が実施 10名
(事業規模 縮減 7名、現状維持 3名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 1名
- ・ 事業主体の一元化 6名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 7名
- ・ ガバナンスの強化 6名

(3)基礎研究推進事業

(5)希少疾病用医薬品等開発振興事業

国等が実施し、事業規模は現状維持
当該法人と厚労省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該独法が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し

<対象事業>

- ・ 廃止 2名
- ・ 他の法人で実施 1名
（事業規模 縮減 1名）
- ・ 国等が実施 8名
（事業規模 縮減 4名、現状維持 4名）
- ・ 当該法人が実施 5名
（事業規模 縮減 3名、現状維持 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 3名
- ・ 事業主体の一元化 3名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 1名
- ・ ガバナンスの強化 5名
- ・ その他 1名

(4) 実用化研究支援事業

事業の廃止

(不要資産については速やかに国庫返納)

<対象事業>

- ・ 廃止 14名
- ・ 事業の実施は各自治体/民間の判断に任せる 1名
- ・ 当該法人が実施 1名
（事業規模 縮減 1名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 5名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

全体の議論を通して、厚労省と当該独法との関係が非常に不明確で、二元的

なあり方が浮き彫りになった。とりわけ厚労省のリーダーシップ、厚労省としての考え方が見えない。国としてどうするのか、きっちり議論を再構築していただきたい。

基盤的技術研究、生物資源研究については、当該法人が実施が10名で、うち7名が事業規模の縮減であったことから、結論としては、事業規模を縮減して、当該法人が実施することとしたい。

見直しに関する意見として多く出されたのが、何と云っても特定法人と当該独法の関係の見直しである。(財)ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)との関係を整理して事業を再構築すべきだとの意見が多く出されている。

それから事業主体の一元化、ガバナンスの強化を求める評価者がそれぞれ6名であった。小さな独法として、研究者を抱えて事業を行う必要性について、再度検討してほしい。また、希少疾病用医薬品等開発振興事業に重点化すべきではないか、という意見も出されているので、これも含めて議論願いたい。

この独法で研究を続けていくのがいいのか、新たな組織を再構築していくことがふさわしいのではないかと意見もあるので、事業主体の一元化という視点での見直しも願う。

基礎研究推進事業、希少疾病用医薬品等開発振興事業については、8名が国等が実施すべきとの評価であったが、うち事業規模について縮減と現状規模がそれぞれ4名ずつであった。結論としては、国等が実施し、事業規模は現状維持としたい。

ただし、ガバナンスの強化を求めている評価者が5名おり、HS財団との関係を整理すべきとの意見が多数出されている。大学向けファンディングについては、科研費等との関係をもう一度見直すとともに、製薬会社向けは不要ではないかと意見も出されているので、それらを含めて検討していただきたい。また、厳しい意見であるが、厚労省の指定で自動的に助成金が交付されるのであれば本独法が事業を実施する合理性はないのではないかと、との意見も出されているので、こうしたことを含めてガバナンスの強化、事業主体の一元化も検討願いたい。さらに、不要資産(開発振興勘定全体で計25億円)については、できるだけ国庫に返納することを求める。

実用化研究支援事業については、事業の廃止が14名であったことから、結論としては、事業の廃止としたい。不要資産の国庫返納を5名の評価者が求めている

ので、できるだけ速やかに廃止し、国庫に返納できるものは国庫への返納をお願いしたい。今のようなスキームは速やかに廃止すべきだが、必要であれば新しいスキームを再検討していただきたい。

厚生労働省所管特別民間法人等の改革原案について

- 厚生労働省においては、省内事業仕分け室を設置し、厚生労働省が自ら改革を実施するため、恒常的な事業として、所管の特別民間法人等の事業などの在り方について、公開の場で、外部の民間有識者による省内事業仕分けを実施。(平成22年4月～5月)
- その結果や行政刷新会議WGの仕分け結果をもとに、法人運営の効率化等の実現を図る改革案を今般、決定。
- 本資料は、各法人の改革案を一覧できるよう、ヒト・モノ・カネの観点でとりまとめたものであり、今後、予算編成過程で更なる削減に努力する。
※ なお、端数処理により計数が一致しない場合がある。

* 削減額・削減幅は、原則、平成22年度と平成23年度との差額による。【 】は、政権交代後の実績。純減幅とは、国からの財政支出そのものの削減幅をいう。

法人	ヒト (組織のスリム化)		モノ (余剰資産の売却等)	カネ (国からの財政支出の削減)					
	削減数	削減幅	削減額	予算額	うち国からの 財政支出	削減幅(法人あて) 今回の仕分け 政権交代後 (H21→H23)	純減幅 今回の仕分け 政権交代後 (H21→H23)		
平成22年4月1日 現在の役職員数 社会保険診療報酬支払基金 (役員:20人 (常勤役員:5人) 職員:5,087人)	▲525人以上 (職員▲525人以上 5087→4562以下)		新計画に空戸宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行計画を盛り込む。	12兆1191.6億円(H21) ↓ 11兆8624.8億円(H22)	394.2億円(H21) ↓ 2.7億円(H22) ↓▲0.2億円 2.5億円(H23)	▲6.9% (▲0.2億円)	▲99.3% (▲391.7億円)	▲6.9% (▲0.2億円)	▲50.2% (▲197.8億円) ※高齢者医療運営円滑化等事業(189.81億円)の厚労省への移管等。
国家公務員OBへの対応	役員:4/20人中(H21)→4/20(H22)→次期改選(22年8/9月)に向け公募を実施 職員:9/5,256人中(H21)→8/5,087(H22)→定年後解消								
中央労働災害防止協会 (役員:109人 (常勤役員:4人) 職員:392人)	▲6人 (役員▲1人 4→3) (職員▲5人 362→357(事業部門))			113.3億円(H21) ↓ 98.3億円(H22)	49.3億円(H21) ↓ 36.6億円(H22) ↓▲13.5億円 23.1億円(H23)	▲36.9% (▲13.5億円)	▲53.1% (▲26.2億円)	▲36.9% (▲13.5億円)	▲52.9% (▲26.1億円) ※他法人で実施(1300万円)
国家公務員OBへの対応	役員:4/5人中(H21)→4/4(H22)→次期改選時(平成23年5月)に理事長については公募、役員については民間から登用 職員:15/397人中(H21)→14/392(H22) →安全管理士等専門職を除き定年後解消								
建設業労働災害防止協会 (役員:79人 (常勤役員:2人) 職員:282人)	▲9人 (役員▲1人 2→1) (職員▲1人 249→248(事業部門)) (職員▲7人 33→26(管理部門))			52.4億円(H21) ↓ 49.1億円(H22)	10.2億円(H21) ↓ 7.3億円(H22) ↓▲5.1億円 2.2億円(※) ※補助金2.2億円は3年を目途に段階的に廃止	▲69.9% (▲5.1億円)	▲78.4% (▲8.0億円)	同左	
国家公務員OBへの対応	役員:2/2人中(H21)→2/2(H22)→民間から登用 職員:43/285人中(H21)→41/282(H22)→安全管理士等専門職を除き定年後解消								

法人	ヒト (組織のスリム化)		モノ (余剰資産 の売却等)	カネ (国からの財政支出の削減)				
	削減数	削減幅	削減額	予算額	うち国からの 財政支出	削減幅(法人あて)		純減幅

中央職業能力開発協会

削減数: ▲2人
 (常勤役員▲1人 4→3)
 (非常勤役員▲1人 136→135)

削減幅: ※更なる削減に向けて精査
 ※基金事業本部の廃止 3部13課→0

削減額: ▲0.2億円
 ※賃借料のより安価な事務所への移転

予算額: 42億円 (H21)
 ↓
 32億円 (H22)

うち国からの財政支出: 27億円 (H21)
 (うち補助金7.5億円)
 ↓
 15億円 (H22)
 (うち補助金5.2億円)
 ↓▲3,547万円
 補助金4.9億円 (H23)

削減幅(法人あて): ▲6.8% (▲0.35億円) ▲34.8% (▲2.6億円)

純減幅: 同左

役員: 140人 (常勤役員: 4人)
 職員: 174人

* 平成21年度から22年度にかけて、基金事業以外において44名削減(削減幅32%)

国家公務員OBへの対応

役員: 5/7人中(H21)→1/4(H22)→次期改選時(23年6月)に公募
 職員: 1/172人中(H21)→1/174(H22)→定年後解消

企業年金連合会

削減数: ▲17人
 (役員▲1人 5→4)
 (職員▲16人 23→7(記録整備部門))

削減幅: ※職員の削減は、平成25年度を目途に実施。

削減額: 京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で速やかに検討。

予算額: 92.4億円 (H21)
 ↓
 88.0億円 (H22)

うち国からの財政支出: 6.6億円 (H21)
 ↓
 3.7億円 (H22)
 ↓ ▲1.8億円
 1.9億円 (H23)

削減幅(法人あて): ▲48.6% (▲1.8億円) ▲71.2% (▲4.7億円)

純減幅: 同左

役員: 18人 (常勤役員: 5人)
 職員: 196人

国家公務員OBへの対応

役員: 2/5人中(H21)→2/5(H22)→次期改選時(23年4月)に公募
 職員: 4/181人中(H21)→15/196(H22)
 →平成25年度を目途に9名解消。定年後6名解消

全国健康保険協会

削減数: ▲10%(常勤・契約職員合計で490人程度)

削減幅: (常勤・契約職員 4909→4419程度)
 ▲490人程度 現行業務分は10%以上削減

削減額: -

予算額: <法定給付等> 80,408億円 (H21)
 ↓
 80,887億円 (H22)

うち国からの財政支出: <法定給付等> 10,672億円 (H21)
 ↓
 11,608億円 (H22)

削減幅(法人あて): 医療費の適正化や現金給付の不正受給防止等により医療費の伸びを抑える。 ▲0.3% (▲40億円+α)

純減幅: 同左

役員: 9人 (常勤役員: 7人)
 職員: 4,909人

※平成26年度まで

国家公務員OBへの対応

役員: 3/8人中(H21)→3/9(H22)→次期改選時(23年10月)に公募
 職員: 0/2100人中(H21)→0/2145(H22)

合計 今回の仕分け	平成23年度実施	▲143人	▲約0.2億円 ±α	削減額(法人あて) * 国からの当該法人への支出の削減額 ▲21.0億円	削減幅(法人あて) 政権交代後 (H21→H23~)	純減額 * 国からの支出そのものの削減額 ▲21.0億円	純減幅 政権交代後 (H21→H23~)
	平成23年度以降分を含む (※全国健康保険協会における契約職員を含む。)	▲1049人	▲約0.2億円 ±α	▲23.2億円	▲537.2億円	▲23.2億円	▲343.2億円

厚生労働省所管特別民間法人等の改革案について

法人	省内事業仕分け	行政刷新会議WG
社会保険診療報酬支払基金	○	
中央労働災害防止協会	○	○
建設業労働災害防止協会	○	
中央職業能力開発協会	○	
企業年金連合会	○	
全国健康保険協会	○	

※ 特別民間法人等については、省内事業仕分けを行った法人のみ掲載

特別民間法人社会保険診療報酬支払基金の改革案について

○平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」(☆「新計画」)を策定する方針。

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度> <平成22年度>
5,256人 [▲169人] 5,087人

<平成23年度>

平成23年度に 4,962人
平成24～27年度
少なくとも 4,562人以下

・管理部門を含めて☆「新計画」に年度ごとの削減数など具体的な削減計画を盛り込み、更なる上積みを目指す方針。

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	4/20人中	4/20人中	—
職員	9/5,256人中	8/5,087人中	▲1

改革効果

《削減数》

- ・平成23年度 ▲125人
- ・平成24～27年度
少なくとも ▲400人以上

仕分け後

《今後の対応》

- ・役員:平成22年8・9月の改選時に公募(理事、監事)
- ・職員(8人):定年後解消

仕分け後

2. モノ(余剰資産などの売却)

- ・遊休不動産の処分 → 22年度中に売却業務を支部から本部へ移管
- ・宿舎の見直し → ☆「新計画」に平成23～27年度の5年間で空戸宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行計画を盛り込む。

《売却見込額》

- ・☆「新計画」に具体的な削減計画を盛り込む。

仕分け後

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度> <平成22年度> <平成23年度>
394.2億円 [▲391.5億円] 2.7億円 2.5億円(▲0.2億円)

- ・平成22年度 高齢者医療運営円滑化事業の廃止等による削減 ▲391.5億円
- ・平成23年度 介護保険関係業務費補助金 2.33億円
社会医療診療行為別調査委託費 0.26→0.12億円
診療報酬データ提供・レセ電調剤分析データ提供委託費 0.14→0.07億円

《削減額》

仕分け後

- ・調剤分析データ経費を約700万円削減
- ・社会医療診療行為別調査委託費を約1400万円削減。

- ・24年度レセ電算調剤分析データ取得費の廃止(22年度約900万円)

4. 事務・事業の改革

1 審査の充実(審査の質の向上)

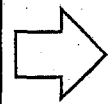
- システムチェックの拡充(傷病名と医薬品、診療行為等の適応等とのチェック等)
- 突合・縦覧審査の実施 [効果:①保険者の再審査請求に係る事務処理負担が軽減
②少なくとも54億円(20年度審査実績)の査定効果]
- 支部間差異の解消(統計的データを活用した実績の評価等) → 国民への審査の信頼性の向上
- 「21年9月審査分の支部間差異サンプル調査(福岡/山口/千葉)」を分析(22年度前半まで)
し、原因・対策を検討 仕分け後
→ 分析結果については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」において公開で検証
(22年内) 仕分け後

2 手数料の引下げ(保険者の財政負担の軽減)

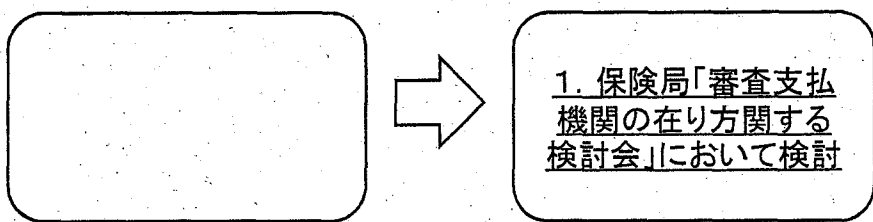
- 新計画に平成23年～27年度までの手数料削減目標を盛り込む。
- 積立金の取崩し
 - ・ 施設及び設備準備積立金の積立の凍結
 - ・ 平成24年度までに別途積立金(20年度末:69億円)の全額を取崩し
- システムの見直し
 - ・ 平成24年度を目途に機器更新
 - ・ 外部機関によるシステム監査を実施
- 人件費の見直し 仕分け後
 - ・ 厚生労働省として、国民の理解が得られる適正な給与水準として、最終的にラスパイレ
 - ・ ス指数を100となるよう要請。
 - ・ 引き下げ要請を受けて、支払基金としての引き下げに向けた実現方策を検討。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(支払基金)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>1. 手数料額が妥当なのか議論すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料が妥当なのかどうかきちっと議論すべき。 ・点検コストが上がれば手数料も上がる。<u>コスト削減努力をしなければ自動的にお金が入ってくる。何らかの歯止めをかける仕組みを考えていきたい。(大臣)</u> ・健保は赤字。業務コスト870億円の大幅な削減が必要。前さばきのアウトソーシング、レセプト電算化に伴う人件費の削減など、いろいろな方法を取り入れること。(中山仕分け人) ・業務効率化のためのシステム投資をゼロベースで再度検討すべき。(大久保仕分け人) ・業務効率化、コスト削減等、改革案の効果の説明責任を果たすべき。(大久保仕分け人) ・電子レセプト等によるIT化により、<u>事務の効率化とスリム化を達成し、同時に査定率と連動して手数料を下げるべき。(日野仕分け人)</u> ・査定額とコストのアンバランスから見て<u>レセプトすべてを審査しているのは不合理。(日野仕分け人)</u> ・高い点数・判定の難しいレセプトを審査すればよい。<u>低コストレセプトはオンライン化でより手数料を引下げ1件当たり70円程度とすべき。(日野仕分け人)</u> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. 業務効率化のための新たな計画を策定</p> <p>・平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2. 保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討</p> <p>・厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において、①組織の見直し、②競争の促進、③業務の効率化・民間参入の促進を検討(22年4月～現在まで4回開催、公開)し、22年内(を目途)に検討課題に関する議論を一巡させる。 → 改革に着手できる事項は順次実施。</p> </div> <p style="text-align: center;"> <仕分け前の改革案> <仕分け後の改革案> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%; text-align: center;"> <p>1. 基金において新たな計画を策定</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%; text-align: center;"> <p>1. 基金において新たな計画を策定 2. <u>厚生労働省保険局の審査支払機関の検討会においても検討</u></p> </div> </div>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p data-bbox="212 359 1019 454">2. 地域間格差が余りにもありすぎる。その理由を調査すべき</p> <ul data-bbox="224 534 1052 798" style="list-style-type: none"> ・地域間格差が余りにもありすぎる。どういう理由でこれだけ離れているのか、その理由をきちっと調査していきたい。(大臣) ・審査能力・査定率の一層のレベルアップを達成すべき。(日野仕分け人) ・レセプトのオンライン化を推進、審査委員会を20支部に縮小し情報の共有を図り、査定率の地域差異を解消する対策を緊急に実施すべき。(日野仕分け人) 	<div data-bbox="1108 327 1702 406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 支部間差異の解消</p> </div> <div data-bbox="1131 422 1982 574" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・基金の「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の報告書(22年3月公表)を踏まえ、支部間差異の解消に取り組む(統計的データを活用した実績の評価等)</p> </div> <div data-bbox="1108 590 1960 710" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2. 支部間差異のサンプル調査を分析し、原因・対策を検討</p> </div> <div data-bbox="1120 718 1960 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・基金「検討会」で実施した21年9月審査分の支部間差異サンプル調査(福岡/山口/千葉)を分析(22年度前半まで)し、原因・対策を検討</p> </div> <div data-bbox="1108 845 1960 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3. 基金の分析結果については厚生労働省保険局「検討会」において公開で検証</p> </div> <div data-bbox="1120 981 1960 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・基金の分析結果については、厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において公開で検証(22年内)</p> </div> <div data-bbox="1120 1133 1960 1444"> <p>＜仕分け前の改革案＞</p> <div data-bbox="1108 1189 1467 1404" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>1. 支部間差異の解消</p> </div>  <div data-bbox="1579 1189 1993 1444" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>＜仕分け後の改革案＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部間差異の解消 2. サンプル調査を分析、原因・対策を検討 3. 基金の分析結果を厚生労働省保険局「検討会」で公開で検証 </div> </div>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>3. 国家公務員OBが役員に4人いる。これは、8～9月の改選時期に公募する。</p> <p>・国家公務員OBが役員に4人いる。これは、8～9月の改選次期に公募する。(大臣) ・常勤役員が国家公務員出身者比率が高すぎる。(日野仕分け人)</p>	<p>1. 役員の子募</p> <p>・平成22年8. 9月の役員改選時に厚生労働省から要請のあった5代連続して厚生労働省出身者が就任している役員(理事)については公募を実施(6/21～7/20) ・厚生労働省出身者が就任している監事についても平成22年9月の改選時に公募を要請(22年5月)、公募を実施 ・国家公務員OBの職員については、定年後解消する。</p> <p><仕分け前の改革案></p> <p>1. 役員の子募</p> <p>></p> <p><仕分け後の改革案></p> <p>1. 役員の子募 →監事の子募を要請 2. 国家公務員OBの職員は定年後解消</p>
<p>4. 国家公務員より給料が高い。手数料にもはねている。他の独立行政法人みあいでも下げるべき。</p> <p>・国家公務員より給料が高い。他の独立行政法人みあいでも、手数料にもはねてくるので下げていきたい。(大臣) ・ラスパイレス指数が高すぎる。(日野仕分け人)</p>	<p>1. 人件費の見直し</p> <p>・厚生労働省として、国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、最終的にラスパイレス指数を100となるよう要請。 ・引き下げ要請を受けて支払基金としての引き下げに向けた実現方策を検討。</p> <p><仕分け前の改革案></p> <p>></p> <p><仕分け後の改革案></p> <p>1. 厚生労働省から人件費の見直しを要請 →要請を受けて基金としての実現方策を検討</p>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>5. 審査支払機関の在り方を検討すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的(3~5年後)には、民間の審査支払機関に当該業務を譲渡または委託し、法人の廃止を考えるべき。(中山仕分け人) ・競争導入原理が働く体制を整備すべき。競争環境において自助努力ができるような体制づくりと審判機能を分けて議論すべき。(大久保仕分け人) ・一部の業務を民間に委ねることも可能。(河北仕分け人) ・保険者による直接審査を拡充し基金の関与を削減すべき。(日野仕分け人) ・改革実施が履行されたか平成25年度までの達成率を勘案し、妥当な実績が認められない場合、審査は健保組合に委託する大胆な改革も必要。(日野仕分け人) 	<p>1. 保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討</p> <p>・厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において、①組織の見直し、②競争の促進、③業務の効率化・民間参入の促進を検討(22年4月~現在まで4回開催、公開)し、22年内(を目途)に検討課題に関する議論を一巡させる。 → 改革に着手できる事項は順次実施。</p> <p><仕分け前の改革案> <仕分け後の改革案></p> 

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>6. 厚生労働省の政策として対応すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化を含めて、IT化を進めることが必要。(河北仕分け人) ・日常的に情報が収集できる組織が、政策提案できる。そこに集まる統計が公開され、いろいろな人が参加し、政策提案できるようにしてほしい。(河北仕分け人) ・点数表の電子化を国家として進めてほしい。 	<div data-bbox="1120 343 1720 422" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. レセプト電子化の推進</p> </div> <div data-bbox="1120 422 1982 566" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・保険者・審査支払機関の協力の下、診療報酬の支払早期化に向けて検討・調整。(平成23年度目標)</p> </div> <div data-bbox="1120 566 1720 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2. レセプトデータの活用</p> </div> <div data-bbox="1120 646 1982 1125" style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>・現在、厚生労働省が収集している電子レセプト(平成21年4月診療分から)のデータベースについて、学術研究等、公益性の高い利用については、民間も含め活用が可能となるよう検討し、平成22年度中に結論を得る。 (参考)高齢者の医療の確保に関する法律第16条第1項(抄) 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項(略)に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。</p> </div> <div data-bbox="1120 1125 1982 1189" style="display: flex; justify-content: space-around;"> <仕分け前の改革案> <仕分け後の改革案> </div> <div data-bbox="1120 1189 1982 1396" style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1120 1197 1478 1388" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; width: 150px; height: 100px; margin-right: 20px;"></div> <div data-bbox="1500 1197 1601 1316" style="font-size: 2em;">➔</div> <div data-bbox="1612 1197 1982 1388" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <p>1. レセプト電子化の推進 2. レセプトデータの活用</p> </div> </div>

社会保険診療報酬支払基金の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	20人	うち 国家公務員出身者	4人	4人
		うち 現役出向者	—	—
職員	5,087人	うち 国家公務員出身者	8人	9人
		うち 現役出向者	5人	5人
予算	118,624.9億円	うち 国からの財政支出	2.9億円	394.2億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《主な事務・事業》

(金額単位:億円)

事務・事業	予算	うち国からの財政支出
療養の給付等に係る審査支払業務	注) 846.7	0.5
高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	278.9	—
後期高齢者医療制度関係業務	54,707.1	—
前期高齢者医療制度関係業務	31,488.8	—
介護保険制度関係業務	23,981.1	2.3
その他(退職者医療制度関係業務等)	7,322.3	—

注) 診療報酬等の取扱金額: 94,203.9億円(平成20年度)

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

		(全体)	11.2%
本部	10部6室37課 (396人)	うち管理部門 3部1室10課(98人)	24.7%
地方	42部291課 (4,691人)	うち管理部門 11部62課(474人)	10.1%

本部

【理事会】
(最高意思決定機関)

- ・保険者代表
 - ・被保険者代表
 - ・診療担当者代表
 - ・公益代表
- } 四者構成

【特別審査委員会】

- ・診療担当者代表
 - ・保険者代表
 - ・学識経験者
- } 三者構成

支部

【幹事会】
(協議機関)

- ・保険者代表
 - ・被保険者代表
 - ・診療担当者代表
 - ・公益代表
- } 四者構成

【審査委員会】

- ・診療担当者代表
 - ・保険者代表
 - ・学識経験者
- } 三者構成

中央労働災害防止協会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

改革効果

	<平成21年度>	<平成22年度>	<平成23年度>
○ 常勤役員の削減	5人	4人	3人
○ 職員の削減	397人	392人	387人

仕分け後	仕分け前
常勤役員 ▲1 職員 少なくとも▲5人 (▲3人を先行実施)	▲1 委託事業見直しに見合う職員を削減

役員:理事長については公募、常勤役員については削減の上、民間から積極的に登用
職員:定年を迎えた国家公務員OB職員の補充については民間から積極的に登用
委託事業の見直しに伴い、それに見合った職員を削減

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
常勤役員	4/5人中	4/4人中	0
職員	15/397人中	14/392人中	▲1

《今後の対応》

理事長	次回改選時に公募 (平成23年)
役員	次回改選時に民間から積極的に登用 (平成23年)
職員	安全管理士等専門職を除き定年後解消

2. モノ(余剰資産などの売却)

[余剰資産はない]

《削減額》

なし

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>	<平成22年度>	<平成23年度>
49.3億円	36.6億円	23.1億円以下

《削減額》

仕分け後	仕分け前
少なくとも▲13.5億円	▲10億円

・補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)
・委託事業の廃止等徹底的な見直し(平成22年度に中災防に委託する11事業のうち5事業(行政刷新会議の事業仕分けで対象となった労働者の健康づくり対策支援事業及びあんぜんミュージアムの運営等の安全衛生情報提供・相談等事業の廃止を含む。)を平成23年度から廃止(少なくとも▲13.5億円)

※ 上記のほか、一者応札を解消するための一般競争入札の拡大を実施。

4. 事務・事業の改革

1 委託事業の廃止

- 行政刷新会議の事業仕分けで対象となった以下の事業を廃止 仕分け後
 - ・労働者の健康づくり対策支援事業
 - ・あんぜんミュージアムの運営等の安全衛生情報提供・相談等の事業
- なお、これらを含む以下の事業を廃止。
 - ・派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援事業
 - ・安全衛生情報センター運営事業
 - ・労働者の健康の保持増進事業
 - ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業(助成期間は3年であるため、24年度で完全に廃止)
 - ・快適職場形成促進事業
 - ・過重労働による健康障害防止のための自主的取組事業

2 日本バイオアッセイ研究センター関係の委託事業(9.5億円)については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合を予定)へ移管

仕分け後

3 運営管理の更なる効率化

- 総合的人事方針の策定等
 - (1)職員の能力を一層向上させるための人材育成制度を見直し。(平成22年度実施予定。)
 - (2)補助金・委託費の削減に対応し、総額人件費の適正化を実施。(平成23年度実施予定。)
- ニーズを踏まえた事業の選択と集中
 - 人員配置 委託事業部門から自主事業部門への人員配置の見直し
- 事業収支率の改善(自前収入の増加と支出削減)を意識した予算編成
- 業績評価の実施、監査法人による外部監査の実施

これまでの業務実績の評価に加え、外部有識者で構成された評価委員会(仮称)を新たに立ち上げ、事業の効果として、具体的に労働災害がどの程度減少したのか等のアウトカムについて評価を実施。 仕分け後

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(中央労働災害防止協会)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>1. 国費を投入する以上、中災防の活動の効果について検証を行うべき。</p>	<div data-bbox="1146 363 1944 472" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>活動効果の検証の実施</p> </div> <p>(1) 現在、中災防では公労使三者構成の参与会議において、毎年度業務実績の評価を実施している。</p> <p>(2) 参与会議における業務実績の評価は、主要な業務毎に、事業計画で定めた件数(教育研修であれば受講者数、技術サービスであれば安全診断や測定件数等)といったアウトプットを中心として評価を実施している。</p> <p>(3) 今後は、中災防に国からの補助金・委託費が投入されていることを踏まえ、外部有識者で構成された評価委員会(仮称)を新たに立ち上げることとする。これまでの業務実績の評価に加え、この評価委員会(仮称)においては、事業の効果として、具体的に労働災害がどの程度減少したのか等のアウトカムについて評価を実施することとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1106 1059 1464 1123" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>〈仕分け前の改革案〉</p> </div> <div data-bbox="1599 1059 1957 1123" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>〈仕分け後の改革案〉</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1106 1155 1464 1394" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>〈参与会議〉 業務実績を評価(実施済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講者数 ・診断、測定件数 ・大会の出席者数 等 </div> <div data-bbox="1473 1219 1527 1331" style="font-size: 2em;">➔</div> <div data-bbox="1541 1155 1989 1394" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>〈評価委員会(仮称)の設置〉 事業の効果として具体的に労働災害がどの程度減少したのか等について評価</p> </div> </div>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>2 委託事業の委託先、金額を見直すべき。 バイオアッセイ研究センターについては、中災防でやるべきか、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に委託可能かを検討すべき。</p>	<p>○平成22年度限りで廃止する委託事業を見直し(具体化)。ヒトの削減数を明記するとともに、カネについて一層の削減を実施。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <仕分け前の改革案> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <仕分け後の改革案> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> ヒト<削減数> 職員 委託事業見直し に見合う職員を削減 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> ヒト<削減数> 職員 少なくとも▲5人 (▲3人を先行実施) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> カネ<削減額> 少なくとも▲10億円 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> カネ<削減額> 少なくとも ▲12.9億円 </div> </div> <p>(廃止する事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援事業(▲0.2億円) ・安全衛生情報センター運営事業(▲3.5億円) ・労働者の健康の保持増進事業(▲4.5億円) ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業(▲2.1億円)(助成期間は3年であるため、24年度で完全に廃止) ・快適職場形成促進事業(▲0.6億円) ・過重労働による健康障害防止のための自主的取組事業(▲1.2億円) <p>※行政刷新会議の事業仕分けで対象となった労働者の健康づくり対策支援事業及びあんぜんミュージアムの運営等の安全衛生情報提供・相談等の事業の廃止を含む。</p> <p>○日本バイオアッセイ研究センター関係の委託事業(9.5億円)については、(独)労働安全衛生総合研究所((独)医薬基盤</p>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
	<p>研究所及び(独)国立健康・栄養研究所との統合を予定)へ移管。 (日本バイオアッセイ研究センター関係の委託事業) ・化学物質の長期吸入試験等事業 ・ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業</p>
<p>3. 補助金の不適正使用があるなど透明性に疑問があるので、ガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底が必要。</p>	<p>○平成17年9月の東京国税局の税務調査結果を踏まえ、中災防については以下の改善措置等を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事長以下関係者の処分 (2) 経理規程の見直し (3) 関係者の責任を明確化するための文書管理規程(専決等)の見直し (4) 経理規程、文書管理規程の見直し内容等の全職員への研修 (5) コンプライアンス室の設置 <p>○今後とも、上記の改善措置が機能するようにするとともに、監査法人、監事による監査を通して法人運営の透明性を確保し、ガバナンス、コンプライアンスの一層の向上に努めていく。</p>

中央労働災害防止協会の概要

《基礎データ》

		【22年度】		【(参考)21年度】	
役員	常勤4人 非常勤105人	うち 国家公務員出身者	常勤4人 非常勤22人	常勤4人 非常勤22人	
		うち 現役出向者	常勤0人 非常勤0人	常勤0人 非常勤0人	
職員	392人 (このほか 非常勤職員40人)	うち 国家公務員出身者	14人 〔このほか 非常勤3人〕	15人 〔このほか 非常勤6人〕	
		うち 現役出向者	37人	41人	
予算	98.3億円	うち 国からの財政支出	36.6億円	49.3億円	

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

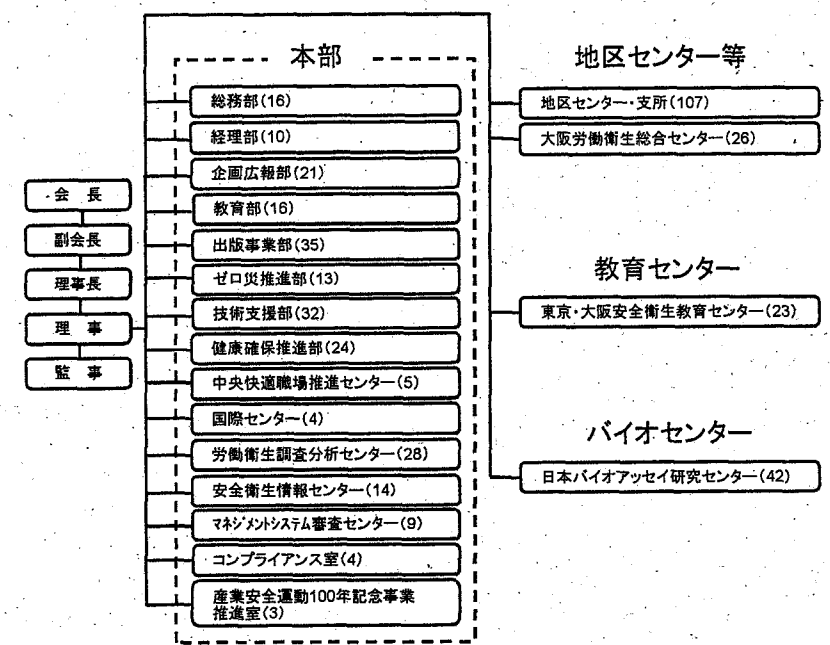
《事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
技術指導・援助、教育研修等	48.2億円	10.0億円
労働者の健康保持増進等 委託	16.6億円	16.6億円
化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験 委託	10.0億円	10.0億円
安全衛生図書の出版等	23.5億円	0億円

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

			(全体)	7% (11%)
本部	8部5センター2室 234人	うち管理部門 2部1室30人	7%	
地区 センター等	7センター2支所・ 大阪センター133人	うち管理業務 担当者10人	(8%)	
教育 センター	2センター23人	うち管理業務 担当者4人	(17%)	
バイオ センター	42人	うち管理業務 担当者3人	(7%)	



建設業労働災害防止協会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

改革効果

○ 常勤役員の削減

<平成21年度> 2人 <平成22年度> 2人 >>> <平成23年度> 1人

役員:平成22年度中に1名とし、民間から登用
 職員:定年退職者の不補充、非常勤化による常勤職員の削減、国家公務員OB職員の補充についても民間から積極的に登用

<<削減数>>

仕分け後	仕分け前
役員▲1人	▲1人
(▲1人を先行実施)	
職員▲8人	▲1人

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
常勤役員	2/2人中	2/2人中	0
常勤職員	43/285人中	41/282人中	▲2

<<今後の対応>>

役員: 民間
 職員: 安全管理士等専門職を除き定年後解消

2. モノ(余剰資産などの売却)

・ 研修所跡地の売却 ※ 損切りも含めて早急に実施
 売却に向け、関係自治体と調整中
 売却見込額1.4億円(H22鑑定)
 (ただし、研修所跡地は自主事業として自前財源で購入したもの)

<<削減額>>

▲130万円

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度> 10.2億円 <平成22年度> 7.3億円 >>> <平成23年度> 2.2億円

・ 補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)とともに、順次縮減の上3年を目途に廃止(平成23年度は▲0.7億円、約24%減)
 ・ 平成22年度に建災防に委託した事業は廃止。(▲4.4億円)

<<削減額>>

仕分け後	仕分け前
▲5.1億円	▲2.4億円
(補助金は3年を目途に廃止)	

4. 事務・事業の改革

- 補助金については3年を目途に廃止し、国からの財政支出に頼らない建設業界による自主的な労働災害防止活動を行う団体として自立を目指す。 **仕分け後**
- 徹底した経費削減に加え、労働安全衛生マネジメントシステム認定事業の展開等自主事業の見直し(拡大)による自己収入の確保を図る。

【主な新規・拡充事業】

- ・ 建設業版「労働安全衛生マネジメントシステム」認定件数の拡大
- ・ 「労働安全衛生マネジメントシステム」の公共工事入札時の評価項目への追加等を発注機関に対し要請 **仕分け後**
- ・ ニーズに即したテキスト等の作成・頒布及び教育研修の実施

**【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について
(特別民間法人 建設業労働災害防止協会)**

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>1 職員数の削減等による組織のスリム化、効率化を行うべき。</p> <p>2 中災防と統合し、組織の効率化を図るべき。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 少ない支部の職員数で大規模な事業展開は可能なのか。</p>	<p style="text-align: center;">常勤職員の更なる削減による組織のスリム化・効率化(追加削減)</p> <p style="text-align: center;">〔 ・ 平成23年度より、常勤職員について、定年退職者の不補充、非常勤化により、新たに7名(合計8名)を削減 〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け前の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px;"> <p>《削減数》</p> <p>常勤職員</p> <p>▲1人</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け後の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px;"> <p>《削減数》</p> <p>常勤職員</p> <p>▲8人</p> </div> </div> </div>
<p>3 研修所跡地については損切りも含め売却を検討すべき。</p>	<p style="text-align: center;">余剰資産(研修所跡地)の早急な売却</p> <p style="text-align: center;">〔 ・ <u>損切りも含めて早急に売却することにより</u>ムダを排除 〕</p>

(次ページへ続く)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>4 補助金、委託費を受けずに業界の自己責任で運営すべき。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 補助金、委託費をなくした上で厚生労働省がどのように業界全体を指導していくかについては要検討</p>	<p>補助金、委託費の更なる削減(追加削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に4.4億円であった委託費は廃止。 【H22年度4.4億円 → H23年度0億円】 補助金についても<u>順次縮減の上3年を目途に廃止</u> 【H22年度2.9億円 → H23年度2.2億円】 <p><仕分け前の改革案> <仕分け後の改革案></p> <p>《削減額》 《削減額》</p> <p>▲2.4億円 ▲5.1億円</p>
<p>5 労働安全衛生マネジメントシステムについて、公共工事の入札の要件とするよう働きかけるなど企業の自主的取組を促進すべき。</p>	<p>発注機関への働きかけ等を強化(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生マネジメントシステムの公共工事入札時の評価項目への追加等を発注機関に対し要請 <p>↓</p> <p>自主事業拡大による国の財政支出の削減</p>

建設業労働災害防止協会の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】 《組織体制》

【法人に占める
管理部門の割合】

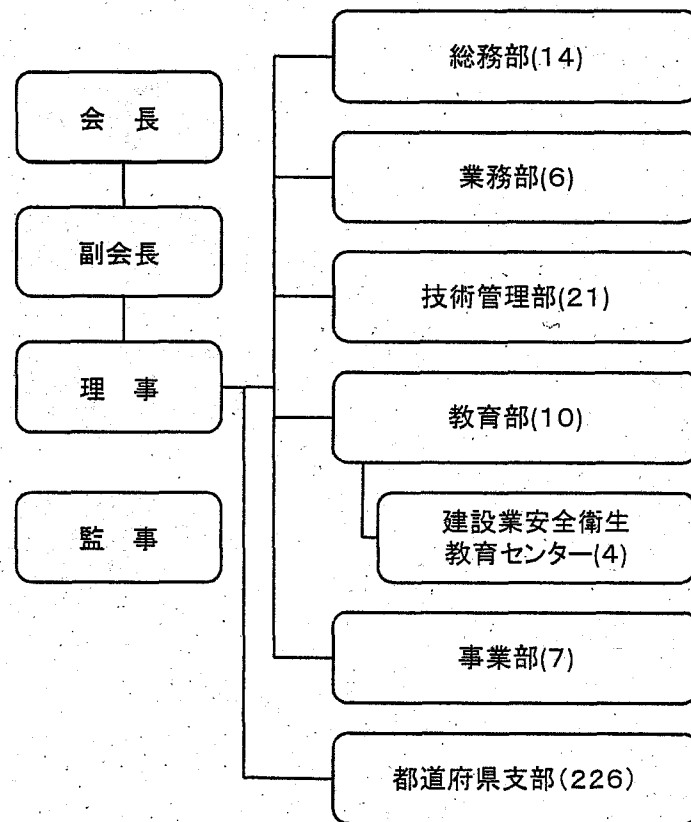
役員	常勤2人 非常勤77人	うち 国家公務員出身者	常勤2人 非常勤3人	常勤2人 非常勤6人
		うち 現役出向者	常勤0人 非常勤0人	常勤0人 非常勤0人
職員	282人 [このほか 非常勤職員6人]	うち 国家公務員出身者	41人	43人
		うち 現役出向者	0人	0人
予算	49.1億円	うち 国からの財政支出	7.3億円	10.2億円

(全体)			11%
本部	5部13課 (62人)	うち管理部門 1部(8人)	13%
支部	47箇所(226人) (都道府県ごと)	うち管理部門 (25人)	11%

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
専門家による技術的指導、安全衛生教育の実施等の労働災害防止活動	20.7億円	2.9億円
重層下請構造、墜落災害の防止に着目した労働災害防止対策事業 委託	4.4億円	4.4億円
安全衛生図書の出版、労働安全衛生マネジメントシステムの普及等	24.0億円	0円



中央職業能力開発協会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

改革効果

<平成21年度> 職員数137人
 35人(※)
 <平成22年度> 93人
 81人(※)

<平成23年度>

- ・管理部門・事業部門の全般的な効率化を進め、更なる削減に向けて精査
- ・基金事業本部(3部13課)の廃止

<<削減数>>

- ・更なる削減に向けて精査
- ・基金事業本部の廃止

基金事業以外において
 ▲44人(削減率32%)

(注) ※印は基金事業本部の職員数(外数)。

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	5/7人中	1/4人中	▲4
職員	1/(137+35)人中	1/(93+81)人中	0

<<今後の対応>>

- ・平成22年6月総会において、理事ポスト2及び監事ポスト1を廃止
- ・同総会において、理事及び監事を全員民間化
- ・理事長は任期満了時(平成23年6月)に公募
- ・職員のOBは定年後解消

2. モノ(余剰資産などの売却)

<<削減額>>

{ 事務所は賃貸で対応しており、土地・建物は所有していない。また、平成22年度中に賃借料のより安価な場所に移転を予定。 }

- ・土地・建物なし
- ・事務所移転により2,036万円

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<<削減額>>

3,547万円

<平成21年度> 27億円(うち補助金7.5億円)
 <平成22年度> 15億円(うち補助金5.2億円)
 ▲12億円(削減率42%)

<平成23年度> 補助金4.9億円

平成22年度中に見直し、平成23年度に反映する事項

- ・事務所の移転
- ・人件費の削減(地域手当の引き下げ)
- ・広報媒体の変更(紙→電子)
- ・一般競争入札の原則化
- ・効率的なシステムの運用を検討
- 等

仕分け後

4. 事務・事業の改革

1. 技能検定試験の指定試験機関化の推進(平成22年度中) **仕分け後**

- 厚生労働省において、中央職業能力開発協会の会員となっている業界団体(238団体)に対し、指定試験機関制度について説明の上、指定試験機関への移行の可能性について速やかに打診するとともに、今年度中に結論を得る。

2. 技能検定職種の統廃合等の推進(平成22年9月中) **仕分け後**

- 厚生労働省において、受検者数30人以下の10職種について、統廃合等を検討し、本年9月に結論を得る。

3. 技能評価システム移転促進事業の積極的検討 **仕分け後**

- 厚生労働省において、各国における技能評価制度の普及状況、技能者の需要等を把握し、本事業の実施に適切な国及び当該国における事業内容を選定するなど戦略的に実施する。

4. ガバナンス機能の充実・強化(平成22年度中) **仕分け後**

- 中央協会において、理事等から運営に関する意見を収集するため、理事等を構成メンバーとする業種別団体会議を拡充する。
- 中央協会と都道府県協会との連携を一層強化するため、業務に関するブロック会議を行うとともに、個々の都道府県協会から協会運営に関する要望を吸い上げる仕組みを整備する。

5. 財務諸表の公開(直ちに実施) **仕分け後**

- 厚生労働省から、都道府県協会を指導する立場にある都道府県知事に対し、都道府県協会の財務諸表のホームページ上での公開について、直ちに要請を行う。

6. 自己収入の増収(平成22年度～)

- 自主事業の普及促進による自己収入の増収を図る。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(中央職業能力開発協会)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>1. 中央職業能力開発協会の技能検定について、補助金等を支出した上で業界団体に委託すべき。</p>	<p>○厚生労働省から、中央職業能力開発協会の会員となっている業界団体(238団体)に対し、指定試験機関制度(※)について説明の上、指定試験機関への移行の可能性について速やかに打診するとともに、今年度中に結論を得る。</p> <p>※ 指定試験機関に対しては、補助金等の支出は行われたい仕組みとなっている(現時点の団体数は11団体)。</p>
<p>2. 技能検定の職種について、産業構造の変化等に沿った見直しを行うべき。</p>	<p>○技能検定職種のうち、年間受検者数が平均100人以下のものについて、統廃合等を検討することとしている。</p> <p>現在、厚生労働省において、まずは受検者数30人以下の10職種について、統廃合等を検討しており、本年9月までに結論を得る。</p> <p>※1 外部有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」において検討</p> <p>※2 30人以下の10職種:コンクリート積みブロック施工、漆器製造、製材のこ目立て、金属研磨仕上げ、竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、ファインセラミックス製品製造、建築図面製作、木工機械整備</p>
<p>3. 技能評価システム移転促進事業については、戦略的な対応を行う必要がある。他の発展途上国への移転も積極的に検討すべき。</p>	<p>○厚生労働省において、各国における技能評価制度の普及状況、技能者の需要等を把握し、本事業の実施に適切な国及び当該国における事業内容を選定するなど戦略的に実施する。</p> <p>※ 現在の対象国:インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ラオス、カンボジア(中国は平成21年度限りで終了)</p>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>4. ガバナンスのあり方について精査すべき。 また、地方協会との関係が間接的であるため、現状が不十分。</p>	<p>〈中央協会におけるガバナンス機能の強化〉 ○中央協会において、理事等に協会の運営方針等を説明するとともに、協会運営に係る意見を収集する機能を強化するため、理事等を構成メンバーとする業種別団体会議の拡充を図る(年1回→年2回)</p> <p>〈中央協会・都道府県協会全体のガバナンス機能の強化〉 ○都道府県協会は、都道府県知事の認可を受けて設立された団体であり、中央協会の会員となっているが、中央協会と都道府県協会は制度上の上下関係にはない。</p> <p>○このような関係の下、中央協会は現在、専務理事・事務局長会議やブロック会議等の開催を通じて、中央協会・都道府県協会の連携を図っているところ。</p> <p>○今後、都道府県協会との連携を一層強化するため、技能検定や技能五輪等の業務についてのブロック会議を行うこととし、都道府県協会の意見を吸い上げるなどガバナンス機能の充実・強化を図る。</p> <p>○さらに、中央協会が個々の都道府県協会から技能検定の実施状況等について聴取し、協会運営の改善に関する要望を吸い上げる仕組みを整備する。</p>
<p>5. システム管理費のさらなるコストダウン</p>	<p>○中央協会にシステム検証委員会を直ちに設置し、効率的なシステムの運用を検討する(検討結果を平成23年度予算の節減に反映。)</p>
<p>6. 情報公開が不十分</p>	<p>○厚生労働省から、都道府県協会を指導する立場にある都道府県知事に対し、都道府県協会の財務諸表のホームページ上での公開について、直ちに要請を行う。</p>

中央職業能力開発協会の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

役員	常勤4人 非常勤136人	うち 国家公務員出身者	常勤2人 非常勤9人	常勤4人 非常勤10人
		うち 現役出向者	常勤0人 非常勤0人	常勤0人 非常勤0人
職員	93人 〔非常勤職員0人〕	うち 国家公務員出身者	1人	1人
			0人	0人
		うち 現役出向者	3人	17人
	81人		17人	9人
予算	32億円 2,132億円	うち 国からの財政支出	15億円	27億円
			2,132億円	1,273億円

かっこ内は基金事業分(平成23年度に廃止) (全体) 9%

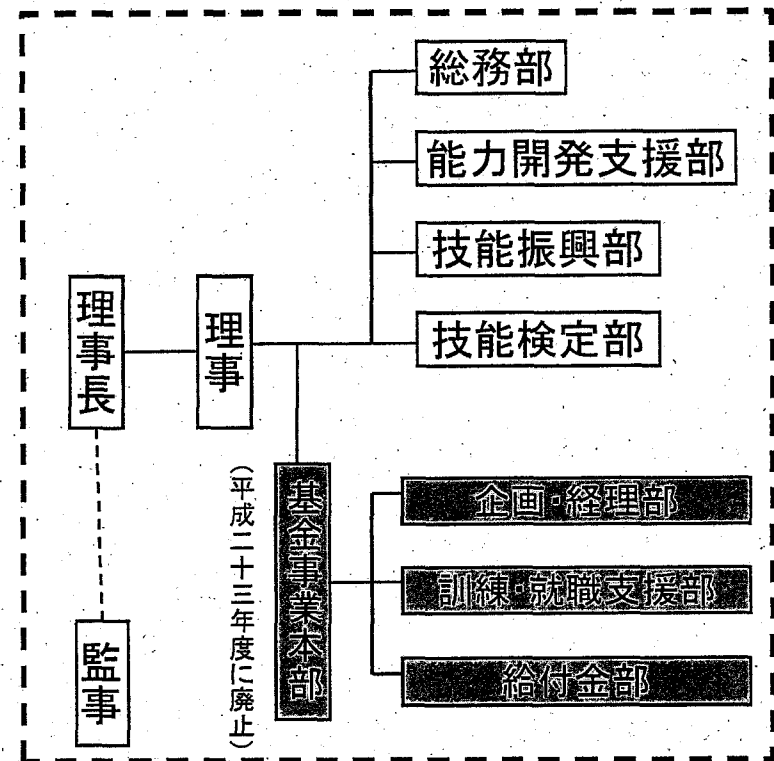
本部	4部12課 93人 (3部13課 81人)	うち管理部門 1部3課 16人	9%
地方	なし		

- * 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値。
- * 職員及び予算のうち下欄は、緊急人材育成・就職支援基金事業分(平成23年度に廃止)

《主な事務・事業》

(単位:百万円)

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
技能検定事業	954	522
ものづくり立国の推進事業等 (委託事業)	1,016	1,016
自主事業	1,211	0



※平成22年度に組織のスリム化を行い、本体部分(基金事業除く)6部から4部に改革

企業年金連合会の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

改革効果

<平成21年度> 181人 <平成22年度> 196人 <平成25年度～> 180人

《削減数》

▲16人

【記録整備に係る人員を25年度を目途に削減】

* 役員の部長職兼務(2部1室)・職務拡大(担当部の複数化等)により人件費削減

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/5人中	2/5人中	-
職員	4/181人中	15/196人中	-

* 23年度役員数縮減し5名→4名体制へ

《今後の対応》

役員:1名削減
組織統廃合
役員の部長職兼務

・役員については、次期改選時(23年4月)に公募。

2. モノ(余剰資産などの売却)

仕分け後

《国庫納付見込額》

—

・ 京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で速やかに検討。

3. カネ(国からの財政支出の削減)

《削減額》

<平成21年度> 補助金 4.6億円 委託費 2.0億円
 <平成22年度> 補助金 1.8億円 委託費 1.9億円
 <平成23年度> 補助金 0億円 委託費 1.9億円

▲1.8億円

4. 事務・事業の改革

- ・ 未請求者対策

未請求者対策は、別紙の工程表のとおり推進する。 **仕分け後**

(別紙)

企業年金連合会における未請求者対策を進めるための実施計画（工程表）（案）

平成22年9月1日

企業年金連合会は、その業務として、厚生年金基金を転退職した加入員や解散した厚生年金基金の加入員に対し、年金給付を行っている。

受給可能な年齢に達したにもかかわらず、当該年金に係る裁定請求を行っていない者（未請求者）が多数存在していたことから、未請求者対策として平成19年度以降、様々な取り組みを進めてきており、特に住所が不明であることにより連絡がとれない未請求者の住所把握に努めている。引き続き、年金の確実な支給に向け、本実施計画（工程表）に沿って、取り組みを進めていくこととする。

I 未請求者の状況

- 平成19年3月末時点の未請求者124万人のうち、平成22年3月末時点での未請求者は70万人。うち、転居先不明の人が44万人、裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が26万人。
- 平成19年度中に新たに受給権を取得した方は66万人。平成22年3月末時点での未請求者は16万人。うち、転居先不明の人が7万人。裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が9万人。
- 平成20年度中に新たに受給権を取得した方は72万人。平成22年3月末時点での未請求者は、20万人。うち、転居先不明の人が10万人。裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が10万人。
- これを合計すると、平成22年3月末時点での未請求者は106万人。うち、転居先不明の人が61万人、裁定請求書は到達しているが、請求保留の人が45万人と見込んでいる。
- 以上とは別に、平成21年度中に新たに受給権を取得した方は78万人。うち、未請求者については集計中。

【参考】平成20年度末時点での未請求者の状況

- 1件あたりの平均年金額は、3.2万円（中途脱退者（全体の95%）1.8万円、解散基金加入員（全体の5%）33万円）

注(1) 中途脱退者のうち、66%が年金額1万円未満

注(2) 中途脱退者のうち、93%が加入期間5年未満

- ・未請求者のうち、41%が60歳及び61歳の者。また、66%が60歳代前半の者となっている。

II 実施計画の期間等

1 実施計画の期間

- 22年度から24年度までの3年間を、これまでの対策を踏まえ、未請求者特別対策重点期間とする。ただし、その後も、新たに受給権を得る者が発生することから、未請求者対策そのものは継続的に実施するものとする。

2 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

III 作業項目と進捗目標

1 住所不明者対策

- (1) 日本年金機構が保有する住所情報の活用による現住所把握・裁定請求書の送付

- ① 平成21年10月から平成22年3月までの60歳到達者のうち、転居先不明者について、日本年金機構から住所を取得し、平成22年8月に裁定請求書を送付。

(注) 平成21年9月までの未請求者のうち、日本年金機構からの住所情報取得等により住所を把握できた方に対しては、裁定請求書を送付済。

- ② 平成22年度に60歳に到達する者について、事前(21年度中)に日本年金機構から住所を取得しており、60歳到達月の前月に順次、裁定請求書を送付。

- ③ 平成22年4月から平成22年9月に60歳に到達し、②により裁定請求書を送付したが、転居先不明となった者について、再度、日本年金機構から住所を取得し、平成22年12月に裁定請求書を送付。

- ④ 平成22年10月から平成23年3月に60歳に到達し、②により裁定請求書を送付したが、転居先不明となった者について、再度、日本年金機構から住所を取得し、裁定請求書を送付。

(注) なお、②から④については、平成23年度以降についても当該スケジュールに沿って対策を実施。

- (2) 住民基本台帳ネットワークが保有する住所情報の活用による現住所把握・裁定請求書の送付

- 現在国会に提出されている「国民年金及び企業年金等による高齢期の所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」が成立した場合には、住民基本台帳ネットワークの活用が可能となることから、

- ① 厚生労働省による総務省との住民基本台帳ネットワークの活用のための具体的な実務の検討に連合会としても参画しつつ、連合会としての事務処理方法を検討し、成案を得る。
- ② 住民基本台帳ネットワークの活用が可能となり次第、日本年金機構からの住所情報でも把握ができない者について、住所の把握を行う。
- ③ 住所の把握ができた者について、裁定請求書を確実に送付する。といった取組みを進める。

(3) 住所不明者の未請求者に対する実態把握（新）

- 住所不明者であるため連絡がとれない未請求者について、9月までにサンプル調査を行い、実態を把握した上で、その対策を検討し、平成23年度からの未請求者対策強化につなげる。

2 裁定請求書到達者対策

(1) 裁定請求書到達者の未請求者に対する実態把握（新）

- 裁定請求書到達者であるにもかかわらず未請求者となっている者について、9月までにサンプル調査を行い、未請求の理由等を把握した上で、その状況を踏まえた対策を検討し、平成23年度からの未請求者対策強化につなげる。

(2) 裁定請求書の再送付の拡充（新）

- 現在、60歳に到達する1ヶ月前に裁定請求書を送付し、到達しているが請求しない者については、65歳時点で再送付しているが、当該者のうち、平均年金額以上の者については、平成23年度から、63歳時点においても裁定請求書を再送付。

3 中途脱退者等が住所不明者・未請求者とならないための取り組み

(1) これまでの取り組みの一層の推進

- 中途脱退者等に対し、年金の支給義務が連合会へ移管されたこと及び氏名や住所を変更した場合は、連合会へ連絡をいただきたい旨を記載した「ご案内のチラシ」を作成し、事業主を経由して周知。（平成20年6月～）
- 連合会の月刊誌等（企業年金やニュースレター）を通じて、厚生年金基金及び事業主に対し、住所や氏名変更について中途脱退時に連合会へ届出することを周知徹底。（平成22年4月～）
- 中途脱退者等への承継のお知らせに住所・氏名変更時の連合会への変更届を同封。（平成20年9月～）
- 連合会ホームページ上で、承継通知書や裁定請求書の発送依頼ができるよう改善し、依頼に基づき直ちに裁定請求書を送付。（平成20年9月～）

(2) 日本年金機構との連携強化

- 機構が送付する「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」に連合会の照会先であるコールセンターの電話番号を記載。(平成19年12月～)
- 機構が送付する「ねんきん定期便」に加入していた厚生年金基金の名称及び基金番号についても記載することを平成21年7月に依頼。(機構と協議中)(新)
- 機構が行う年金相談の際、厚生年金基金加入期間がある者に対し、厚生年金基金の裁定申請の注意喚起を行うことについて、その対策を機構に依頼。(機構と協議中)(新)
- 年金事務所において、連合会が作成した住所・氏名変更の届出を行う旨の「ご案内チラシ」を配布することについて、機構に依頼。(機構と協議中)(新)

(3) 厚生年金基金等への協力依頼

- 基金に対して中途脱退者に係る住所・氏名変更の届出の徹底を依頼(平成20年6月～)
- 基金への訪問の際や連合会主催の研修、セミナー等機会がある都度、住所・氏名変更の届出の協力依頼文書を配布(平成22年6月～)
- 基金の広報誌に事業主向けの協力文書の掲載依頼(平成22年7月～)

4 その他

平成19年12月以降、未請求者の状況及び解消に向けた取組みについて、年に一度厚生労働大臣に対して実施状況を報告しているが、さらに、重点期間中は中間報告を行う。(新)

企業年金連合会における未請求者対策の実施計画(工程表)

	22年度												23年度		24年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1 住所不明者対策 (1) 日本年金機構が保有する住所情報の活用による住所把握・裁定請求書の送付 ① H21.10月～22年3月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 ② H22年度に受給権を取得する者の住所情報を事前に取得し、誕生月の前月に裁定請求書を送付。 ③ H22.4月～22年9月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 ④ H22.10月～23年3月に受給権を取得した者のうち、転居先不明となっている者の住所情報を取得し、裁定請求書を送付。 (2) 住基ネットが保有する住所情報の活用による住所把握・裁定請求書の送付 (3) 住所不明者の未請求者に対する実態調査(サンプル調査)	① → ② → ③ → ④ 【住基ネットの活用のための事務処理方法を検討】 【住基ネットの活用による住所把握】 【裁定請求書の送付】 【調査の事前準備】 【サンプル調査】 【サンプル調査で実態等を把握・対策を検討】 【対策強化】												② → ③ → ④ 【住基ネットの活用による住所把握】 【裁定請求書の送付】 【対策強化】		② → ③ → ④ 【住基ネットの活用による住所把握】 【裁定請求書の送付】 【対策強化】	
2 裁定請求書到達者対策 (1) 裁定請求書到達者の未請求者に対する実態調査(サンプル調査) (2) 裁定請求書の再送付の拡充 現在、60歳の1ヶ月前に裁定請求書を送付した後、請求がなければ65歳時に再度、請求書を送付しているが、63歳時にも再送付する	【調査の事前準備】 【サンプル調査】 【サンプル調査で未請求理由等を把握・対策を検討】 【裁定請求書の再送付の実施準備】												【対策強化】 【63歳時の再送付】			
3 中途脱退者等が住所不明者・未請求者とならないための取り組み (1) これまでの取り組みの一層の推進 (2) 日本年金機構との連携強化 (3) 厚生年金基金等への協力依頼	○ 氏名、住所変更等の際は、連合会へ届出を行う「ご案内チラシ」を事業主から中途脱退者への配布依頼。(平成20年6月～) ○ 連合会の月刊誌等で厚生年金基金及び事業主に協力要請。(平成22年4月～) ○ 承継のお知らせに住所・氏名変更届の同封を開始。(平成20年9月～) ○ 連合会のホームページ上で、承継通知書や裁定請求書の送付依頼が可能とする改善。(平成20年9月～) ○ 「ねんきん定期便」等へ連合会のコールセンターの電話番号を記載。(平成19年12月～) ○ 「ねんきん定期便」等に加入していた基金名称及び基金番号の記載を依頼(機構と協議中) ○ 年金機構が実施する年金相談の際、厚生年金基金加入期間がある者への注意喚起の徹底依頼。(機構と協議中) ○ 年金事務所へ「ご案内チラシ」の配布依頼。(機構と協議中) ○ 基金に対して中途脱退者に係る住所・氏名変更の届出の徹底を依頼。(平成20年6月～) ○ 基金への訪問や連合会主催の研修、セミナー等機会がある都度、住所・氏名変更の届出の協力依頼文書の配布。(平成22年6月～) ○ 基金の広報誌に事業主向けの協力依頼文書の掲載依頼。(平成22年7月～)															
34 実施状況の報告	報告 → 中間報告												報告 → 中間報告		報告 → 中間報告	

企業年金連合会の概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

役員	5人 〔理事長(常勤) 常勤理事 4人〕	うち 国家公務員出身者	2人	2人
		うち 現役出向者	0人	0人
職員	196人 〔職員 157人 嘱託 39人〕	うち 国家公務員出身者	15人	4人
		うち 現役出向者	13人	7人
予算	88億円 (事業経費予算)	うち 国からの財政支出	国庫補助金 1.8億円 委託費 1.9億円	国庫補助金 4.6億円 委託費 2.0億円

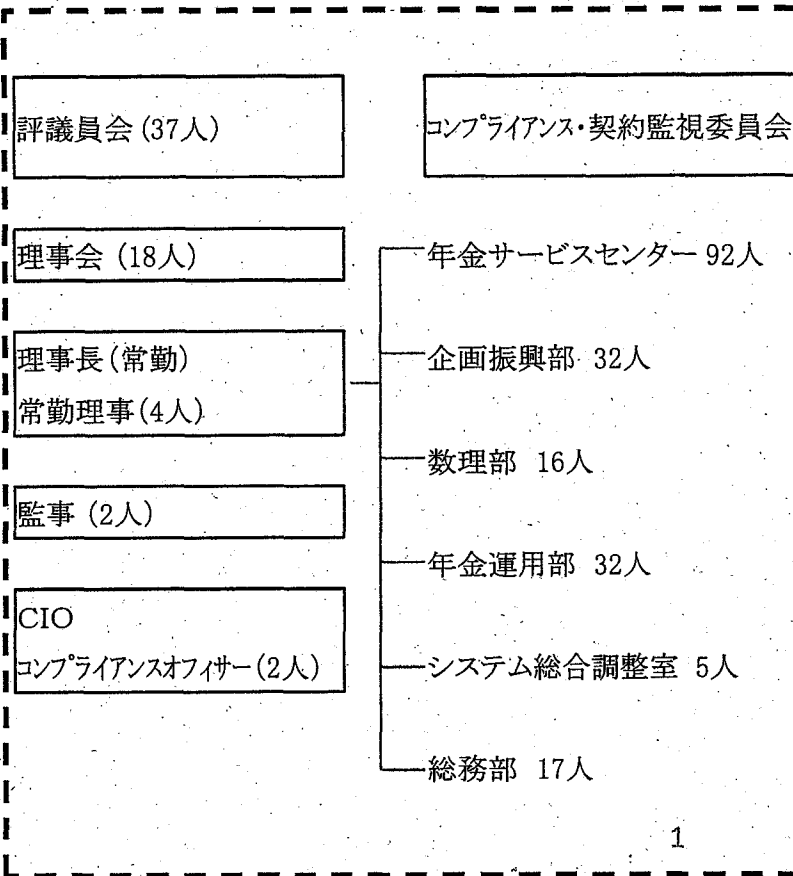
本部	6部27課 (196人)	うち管理部門 1部2課(17人)	8.7%
地方	—	—	—

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

* 職員の国家公務員出身者及び現役出向者数の増加は、年金記録突き合わせ等の記録整備に集中的に取り組む体制を確保するための臨時的なものである。

《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
会員支援事業	17億円 〔うち0.8億円〕	0億円
年金通算事業	69億円 〔うち0.7億円〕	1.8億円 (国庫補助金)
受託事業	1.9億円 (業務受託料)	1.9億円 (業務受託料)



* []は管理部門人件費を内数で表記

全国健康保険協会の改革案について

○財政再建期間(22~24年度)に係る「事務経費削減計画」を策定。

1. ヒト(組織のスリム化)

改革効果

	<21年度>	<22年度>
常勤職員	2100人	2145人
契約職員	2312人	2764人
計	4412人	4909人

<23年度>
 設立時に常勤職員200名削減したが、これに加え、現行業務については、効率化を図り、26年度までの5年間に10%以上削減

仕分け後 <<削減数>>
 現行業務分は5年間に10%以上削減

- ※ 20年10月の設立時に、国の職員(定員)から1割(200名)を削減。
- ※ 22年1月の船員保険事業引継の際、国の職員(166名)から1割(16名)を削減した上で、うち45名を協会に移管。
- ※ 支部内の管理部門からの配置見直し(50名)により、業務部門の常勤職員増員を吸収。

国家公務員
OB関連

	21年度	22年度	削減数
役員	3/8人中	3/9人中	0
常勤職員	0/2100人中	0/2145人中	0

<<今後の対応>>
 理事: 次回改選時に公募。
 ※ 監事は大臣任命
 ※ 次回改選は23年10月予定

2. モノ(余剰資産などの売却)

<<国庫納付見込額>>
 —

[不動産は所有していない。]

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<21年度> <22年度>

法定給付・拠出金等への定率補助

1兆672億円(8.0兆円のうち) 1兆1608億円(8.1兆円のうち)

※国庫補助率の引上げ(13%→16.4%)を行う法案が5月12日成立。

健診・保健指導・レセプト点検・事務費等

218億円(1227億円のうち) 154億円(1297億円のうち)

<23年度>

※国の23年度概算要求を踏まえ協会の予算は年度末までに調整

医療費の適正化や現金給付の不正受給防止等の努力により医療費の伸びを抑える。

加入者の健康づくりに資する保健事業や医療費適正化を推進しつつ、引き続き削減に努力。
 (保健事業も効率的に実施)

仕分け後 <<削減額>>

23年度(21年度対比)

▲320億円 + α (医療費ベース)
 [▲40億円 + α (国費ベース)]

(内訳)

- ・レセプト点検効果額:
 - ▲270億円 + α (医療費ベース)
 - [▲34億円 + α (国費ベース)]
- ・ジェネリック医薬品促進分:
 - ▲50億円 + α (医療費ベース)
 - [▲6億円 + α (国費ベース)]

- ※財政再建期間(~24年度)に係る「事務経費削減計画」を策定。
- ※業務効率化のための業務・システムの刷新に向けた調査を年度内に実施。
- ※支払基金におけるレセプト審査システムの向上の進展とともに、随時、業務や体制の見直しを検討。
 (例)縦覧点検の在り方について、今年度中に見直す予定。
- ※船員保険勘定は22年1月からであるため、健康保険勘定分を記載しているが、23年度の対応は同じ。

仕分け後 「事務経費削減計画」を策定

4. 事務・事業の改革

お客様サービスの向上 ⇨ サービス・事務品質向上を推進

○日本年金機構との連携: 日本年金機構、厚労省との連絡調整会議の場を活用するなどし、事業の円滑化を図る。

※日本年金機構から情報提供を受けた後、原則として2日以内に保険証を加入者に送付しているが、迅速な発行のため、日本年金機構との連携を更に強化。 **仕分け後**

○お客様の声の集約・改善: コールセンター機能の外部委託による効果を検証し、他支部への展開を検討。

※電話が非常につながりにくい状況にあった東京支部においてコールセンター機能を外部委託。現在では問題はほぼ解消。

○業務改革会議の実施: 各支部で行っている効率的な業務方法等を提案・検討・紹介するため、全国10ブロックで会議を開催。今後も引き続き支部間の業務の効率性・正確性とサービス品質の差異の防止・全体の質向上を図る。

※21年度は審査方法、チェック項目の標準化を実施。

○レセプト点検の効果的な推進: 支払基金におけるレセプト審査システムの向上の進展とともに、随時、業務や体制の見直しを検討。(例)縦覧点検の在り方について、今年度中に見直す予定。 **仕分け後**

○保健事業の効果的な推進:

・民間出身の支部長から、地域の経済界とのパイプを活かして、事業主に対して保健事業の重要性を説明するなどの取り組みを進めるとともに、加入者に対する受診勧奨の強化を進める。

・加入者本人の健診受診率目標の達成に向け、取得が進んでいない事業主健診データの取得を促進するため、国の定めた形式以外でも健診データを取得可能とする受入れシステムの改修を行う。

併せて、ご家族に対しては、健診受診券を直送方式に切替える他、健診実施機関の大幅な増加や、特定健診とがん検診を同時に受診できるよう市町村との間で健診機関情報を共有する。

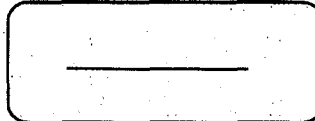



・中小企業が多く広い地域に事業所が点在していることなどの理由により実施率が伸び悩んでいる特定保健指導については、ITの活用等により、保健指導の効率化を進める。 **仕分け後**

	(市町村国保)	(国保組合)	(協会けんぽ)	(健保組合)	(船員保険)	(共済組合)
20年度健診受診率※	30.8%	31.3%	29.5%	58.0%	22.6%	58.7%
24年度達成目標	65%	70%	70%	単一 80% 総合 70%	70%	80%

※22年8月厚生労働省保険局公表

○職員体制の見直し: 協会けんぽ移行時の削減、1年半の業務実績及び今後の保険者機能強化の方針を踏まえて、業務・システムの在り方の検討とともに業務執行体制の見直しを検討する。 **仕分け後**

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(全国健康保険協会)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>【 I 事務・事業(保険給付)】</p> <p>1. システム開発により(保険給付事務の)効率化を図るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発は外注でなく自前でやらないと効率化しない。協会が発足して1年以上経つのにこれからシステム開発をする人材を育成するなど、システム開発への取組が遅れていて、効率的運営への問題意識も低い。(岩瀬仕分け人) ・システム開発が遅れている。(大久保仕分け人) <p>2. 支払基金との点検業務の一本化を検討すべき。また、支払基金と連携等を図り、人員削減するべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金等との連携を含めた効率的・効果的な取組が求められる。(大久保仕分け人) ・審査支払事務(支払基金)と点検業務の一本化を検討する必要がある。協会ですべてを行う場合に必要な投資額、全てを委託した場合の費用軽減額を明らかにし、比較検討すべき。(宮山仕分け人) ・現改革案では費用削減が不十分であり、さらなる改革が必要。支払基金と仕事のオーバーラップもあり、電子化とも絡めて大幅な効率アップをすべき。(中山仕分け人) 	<p>1. システム開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会発足以降も、出産育児一時金の直接払い等の制度改正、レセプトオンライン化への対応等により開発が追加で必要となっている。 ・現行システムは、健保組合向けパッケージシステムを元に開発したものであり、大量データ処理に効率的に対応しきれておらず、更なる効率化に向け、システム全体を見直していく必要がある。このため、業務・システムの刷新について年度内に調査を行う。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け前の改革案></p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け後の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>・事務効率化のための業務・システムの刷新に向けた調査を年度内に実施。</p> </div> </div> </div> <p>※なお、システム部門には、システム担当理事(前民間情報サービス会社社長)及びアドバイザー(公共システム構築経験者)を置き、職員10名の半数は、IT企業でSEとして開発に携わった経験を持つ専門家である。今後とも必要に応じて増強していく。</p> <p>2. 点検業務や体制の見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金におけるレセプト審査システムの向上の進展とともに、随時、業務や体制の見直しを検討する。 (例、縦覧審査を支払基金が23年度から開始するので、協会の行っている縦覧点検の在り方について今年度中に見直す予定) <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け前の改革案></p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p><仕分け後の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>支払基金の審査システムの向上とともに、業務や体制の見直しを検討。</p> <p>(例)縦覧点検の在り方について、今年度中に見直す予定</p> </div> </div> </div>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>【Ⅱ 事務・事業(健診等の保健事業)】</p> <p>1. 保健事業の効率性を高め、実施方法を見直し、保健指導実施率のアップに努めるべき。</p> <p>2. 保健指導に際して加入者の意識啓発を図るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健業務は医療費削減にどれだけ寄与するかを試算する必要がある。死亡率減少効果や医療費削減効果が明らかに見込めるものを対象として、健診の実施は民間に委託する。(土屋仕分け人) ・ 保険者機能が十分果たせていない。(岩瀬仕分け人) ・ 科学的根拠を示し、健診の重要性を説く必要がある(健診の重要性とその効果の説明が出来ずにインセンティブをもって高い効率性を上げることができない)。(大久保仕分け人) ・ 健診受診率・保健指導率だけに目が向きがちであるが、保健指導は被保険者と接触する機会であり、被保険者が国民としての義務を果たしていこうとする意識啓発を図るべきである。(宮山仕分け人) ・ 健診受診率が目標に対してはるかに低く、施策の有効性に疑問がある。健保連などを参考にしながら、受診率のアップに努めることが必要。健診受診率に対して病気発見率や医療費などの相関をきちんと把握し、費用対効果を明らかにすることが必要。(中山保仕分け人) 	<p>1. 保健指導の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導実施率の目標に向け、マンパワーの確保とともに、小規模かつ点在している事業所に対し、ITを更に活用することにより、保健指導の効率化をすすめる。 ・ 民間出身の支部長から、地域の経済界とのパイプを活かして、事業主に対して保健事業の重要性を説明するなどの取組みを進める。また、加入者向けに行っている受診勧奨をさらに進める。 ・ 保健事業の取組みについては、保健指導の在り方などを検討のうえ、今後の方向性を決めることとするが、まずは、健診事業について効率化の観点から受診券の配付方法の見直しを実施。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1146 900 1464 938" style="text-align: center;"> <p><仕分け前の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <hr style="width: 50%;"/> </div> </div> <div data-bbox="1473 979 1563 1075" style="font-size: 2em;">➔</div> <div data-bbox="1621 900 1939 938" style="text-align: center;"> <p><仕分け後の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px;"> <p>・ 健診受診券を直送方式(申請書の省略)に切替えの他、ITの活用等により、保健指導についても効率化を進める。</p> </div> </div> </div>

主な指摘事項

改革案の更なる見直し内容

【Ⅲ 組織・運営体制】

1. 日本年金機構との一体的運営等により効率的な運営を図るべき。

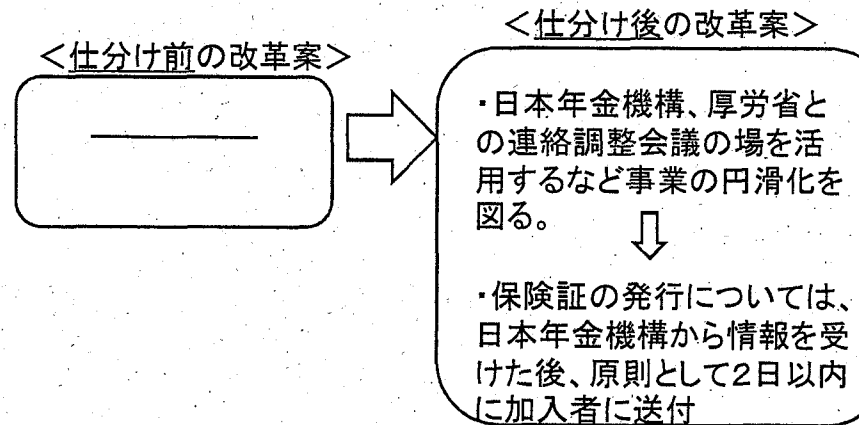
- ・(社会保険庁が、協会けんぽと日本年金機構に分かれたことで)年金窓口と医療保険窓口が2つに分かれて、年金窓口は込んでいても協会けんぽの窓口は空いていたりなど、かえって効率化になっていない面もある。国民への窓口としては、年金機構と調整のうえ何らかの形で両組織による一体的運営を図るべき。(大野仕分け人)

2. 企画部門の総人員を見直すべき。

- ・企画部門の490人は総人員の23%と極めて多く適正とは思えない。本当に必要な業務に絞って効果・効率の高い運営とすることが必要。また、レセプト審査の業務フロー改善による、要員の見直しが必要である。(中山仕分け人)
- ・都道府県単位の保険者の統合再編を視野に入れると、規模・対象から見て、その存在が今後注目されるようになる。協会の組織については、我が国の医療保険制度を担うという役割も意識し、強化を図るべき。(宮山仕分け人)

1. 日本年金機構との連携の強化

- ・日本年金機構、厚労省との連絡調整会議の場を活用するなどして、保険証発行業務など事業の円滑実施を図る。
- (注)保険証の加入者への交付業務:日本年金機構において加入者資格を確認し、協会では、機構から情報提供を受けた後、原則として2日以内に、加入者に保険証を送付している。機構設立当初、機構の事務処理が遅れ、保険証発行に時間がかかることがあったが、上記連絡調整会議等において、早期の処理を強く要請した。近時、改善が図られていると承知。



2. 職員体制の見直し

- ・当協会では、業務部門が現金給付(支出の6%)の事務処理を担うのに対し、企画部門は保険者機能強化の中核であり、ジェネリックの使用促進、医療費分析など医療費(支出の49%)の適正化の業務を担っている。また、総務部門と併せて、自立した保険者としての機能(運営委員会・評議会運営、経理、人事、人材育成等)も担っている。よって全体の人員は極力抑制するとしても、業務量・現行配置を評価した上で企画部門は強化すべきと考えている。(なお、事務経費は、支出の0.6%)
- ・いずれにせよ、協会けんぽ移行時の削減、1年半の業務実績及び今後の保険者機能強化の方針を踏まえて、業務・システムの在り方の検討とともに職員の全体数・体制の見直しを検討する。

全国健康保険協会の概要

《基礎データ》

役員	9名	うち国家公務員出身者	3名	3名
		うち現役出向者	1名	0名
職員	2,145名 (このほか非常勤職員 2,764人)	うち国家公務員出身者	0名	0名
		うち現役出向者	6名	6名
予算	(健康保険勘定) 9兆3345億円	うち国からの 財政支出(※)	(給付・拠出金等に 対する定率補助) 1兆1608億円 (健診・事務経費) 154億円	(給付・拠出金等に 対する定率補助) 1兆672億円 (健診・事務経費) 218億円
	(船員保険勘定) 487億円			

* 役員数は22年4月1日現在、予算額は22年度の数値、うち国家公務員出身者(旧社保庁から移行した1800名を除いた数)・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの各年度の数値。

※ 健康保険勘定分を掲載。なお、船員保険勘定は、22年度は法定給付107億円、事務経費3億円。21年度は3か月間で法定給付22億円、事務経費4千万円。

《主な事務・事業》

事務・事業(※1)	予算(22年度)	うち国からの財政支出
保険給付(医療費・手当等)・他制度拠出等	8兆887億円	(※2) 1兆1608億円
健診等の保健事業	853億円	32億円
その他(被保険者証発行、レセプト審査等)	170億円	
被保険者証発行等	95億円	
レセプト審査	54億円	
広報、ジェネリック医薬品使用促進等	20億円	(※3) 2億円
一般管理事務	274億円	121億円
うち健診等の保健事業	(※4) 18億円	(※5) 8億円

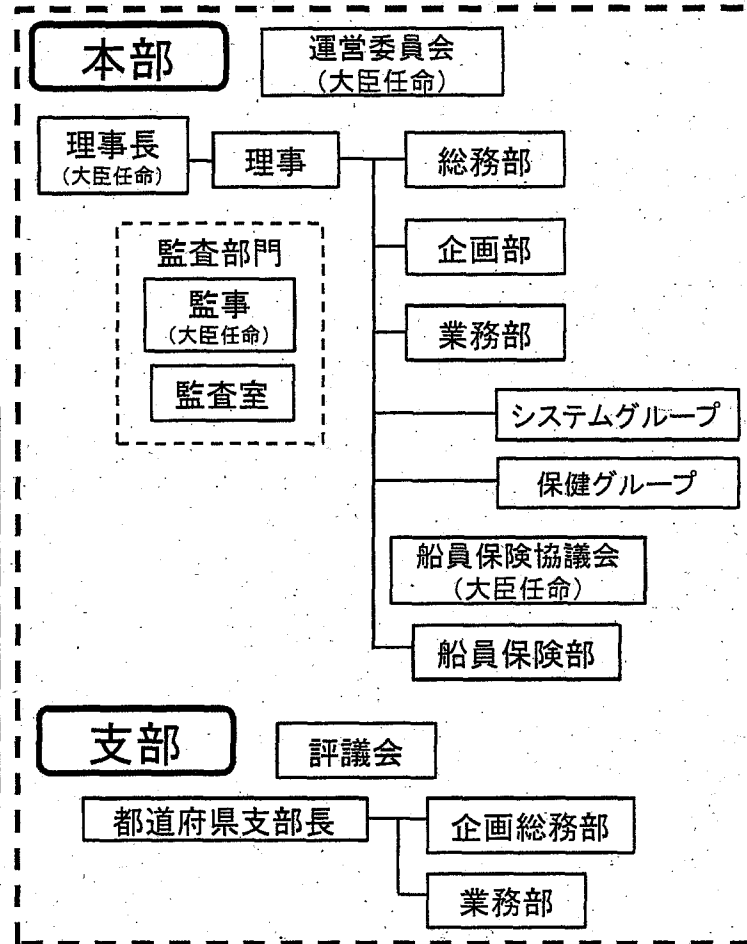
- ※1 健康保険勘定について記載
- ※2 構造的に財政基盤が弱いことに着目した制度的な定率補助
(保険給付の定率補助を7月から13%→16.4%に引き上げる法案が国会審議中)
- ※3 国の20年度補正予算で措置された介護保険料上昇抑制施策に係る広報経費
- ※4 一般管理事務のうち、人件費及びシステム経費分。人件費は、職員数で按分した額。
- ※5 保健事業分として交付されたものではないため、一般管理事務への国からの支出割合を乗じたもの。

《組織体制》

(法人に占める
管理部門の割合)

		うち管理部門3部1室8グループ(68人)	(全体) 26.1%
本部	4部1室15グループ(116人)		58.6%
地方	47支部(2029人)	うち管理部門(491人)	24.2%

※企画部門は管理部門として整理。



省内事業仕分け・行政刷新会議

WGにおける仕分け結果

(特別民間法人)

厚生労働省省内事業仕分け（社会保険診療報酬支払基金）

仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（療養の給付等に係る審査・支払業務）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 健保が赤字で苦しんでいるなかで、業務コスト870億円の大規模な削減が必要である。前さばきのアウトソーシング、レセプト電子化に伴う人件費の削減など、いろいろな方法を取り入れて欲しい。
- ・ 将来的には、民間の支払審査機関に当該業務を譲渡または委託し、法人の廃止を考えたほうが良い。（3～5年後）

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 法人として、改革案の効果等の説明責任を果たすべき。
- ・ 業務の効率化やコスト削減による効果等をもっと説明すべき。
- ・ 行政改革は民営化ではないと考えるが、競争導入原理が働く体制を整備すべき。競争環境において自助努力ができるようなガバナンスができる体制作りと審判機能のような不文律の部分に分けて議論すべき。
- ・ 標準化を含めてIT化を進めることが必要。
- ・ オンライン化に伴うコスト削減、人件費削減による直接的効果と審査の質の向上、簡素化・合理化効果、両方の効果をあげていく努力を含め、オンライン化の総合的な効果を厚労省として検討すべきではないか。具体的なコスト削減効果としてフィードバックすべき。
- ・ オンライン化の効果を上げるために具体的に厚労省としてどのように取り組むかということも必要。
- ・ 保険者が顧客。審査も保険者よりスタンスをおくべきでは。審査委員会は医者などで構成されているが、保険者の立場で議論すべき。
- ・ 電子レセプト等によるIT化により事務の効率化とスリム化を達成してもらいたい。

同時に査定率と連動して手数料を引き下げるべき。

- ・ 審査能力・査定率の一層のレベルアップを達成すべき。
- ・ レセプトのオンライン化を推進するとともに、審査委員会を20支部に縮小し情報の共有を図り査定率の地域差異を解消する対策を緊急に実施すべき。
- ・ 査定額とコストのアンバランスから見てレセプトすべてを審査しているのは不合理。
- ・ レセプト件数から判断して高い点数・判定の難しいレセプトを審査すれば良いので低コストレセプトなどはオンライン化でより手数料を引き下げ一件当たり70円程度とすべき。

【改革案が妥当】

- ・ オンライン化による人の削減が行われるのであれば、良いと思う。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 5人	1人	①廃止
	1人	②他独法との統合・移管
	3人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 1人	—	

<具体的な意見>

【①廃止】

- ・ 将来的には、民間の支払審査機関に当該業務を譲渡または委託し、法人の廃止を考えたほうが良い。(3～5年後) ※再掲

【②他独法との統合・移管】

- ・ 被保険者、患者の目線という点、基金と国保連の統合についても、改めて検討すべき。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 業務効率化のためのシステム投資をゼロベースで再度検討すべき。
- ・ 審査・支払業務は誰かがやらなければならないので、もっとダイナミックに動くべき。ただし、巨大化する必要はまったくない。
- ・ 韓国のHIRA(すべての審査・支払の一本化、国民医療費の推計が2日でできる)を目指してほしい。
- ・ 日常的に情報が収集できる組織が、政策提案できる。そこに集まる統計が公開され、いろんな人が参加し、政策提案できるようになってほしい。
- ・ 点数表の電子化を国家として進めてほしい。
- ・ 一部の業務を民間に委ねることも可能。
- ・ 患者・消費者に対するレセプトの透明性は厚労省の指導で徐々に図られているが基金の組織運営上で顧客である保険者にスタンスを置く公平・公正な対策はどうなっているのか。利害が錯綜する問題はあるが基金は保険者に対してはサービス機関であることを改めて認識してほしい。よって、保険者による直接審査を拡充し基金の関与を削減すべきである。
- ・ 6.0 猶予年に亘る社保レセプト取扱い独占事業で組織と運営に親方日の丸的な体質が出来上がっている。これを打破しなければ、基金の存続も危うい。
- ・ ラスパイレス指数が高すぎる。
- ・ 常勤役員の国家公務員出身者比率が高すぎる。
- ・ 組織運営上の改革実施が履行されたかどうか平成 25 年度までの達成率を勘案し妥当な実績が認められない場合、基金はレセプト分類と支払業務のみを行い、審査は健保組合に委託する大胆な改革も必要ではないか。
- ・ 改革にはタイムリミットを設定し達成を迫らないと掛け声倒れになる。

厚生労働省省内事業仕分け（特別民間法人中央労働災害防止協会）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（技術指導・援助、教育研修等）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 必要性・効果の検証がなされていない。効果が不明な事業に公費投入はいかがか

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 研修内容を民間と差別化していると言うが、あまりわからない。この事業内容ならば、民間へ移管できる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 中災防が果たした労災件数、保険財政に対する効果測定をすべき。
- ・ 国費投入する以上、活動の効果について検証が必要

1-② 事務・事業（労働者の健康保持増進等（委託事業））

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 事業者に委ねるべき

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 現場に近づいた形の活動が重要。現場に近い自治体との連携を行うべき。補助事業の社会貢献についての評価を。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 補助金の削減を検討すべき。
- ・ 中災防が果たした労災件数、保険財政に対する効果測定をすべき。
- ・ 事業主の責務（負担）で実施すべき内容も含まれていると考えられる。また、所期の目的は達成されたとと思われることから、公費投入割合など見直す必要がある。

1-③ 事務・事業（化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験（委託事業））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 筋が異なる。違和感を覚える。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 事業の必要性は理解するが、効率化を。
- ・ バイオアッセイ研究所については、中災防でやるべきか、安衛研に委託可能かを検討すべき。
- ・ 委託先、金額を見直す必要がある。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
	5人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 人員・組織の見直しは必要である。役員、職員のさらなる削減について検討を。
- ・ 時代が変わっている中で、この組織がどうあるべきか根本的な検討が必要。焦点を絞って選択と集中の徹底を
- ・ 人件費の実態把握が不十分。現役出向含め、公務員出身者を削減すべき。
- ・ 目的である「労働災害の防止に寄与」について具体的検証が必要である。特に労災特会への財政的寄与については数字で効果を説明いただくべきと考える。これによって、人件費の評価や、ガバナンスのチェックができるようになる。
- ・ 人件費補助ありきの人員・組織となっていないか。
- ・ 非常勤役員のさらなる大幅な削減を。
- ・ 補助金の不適正使用があるなど、透明性に疑問。ガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を。

厚生労働省省内事業仕分け（特別民間法人建設業労働災害防止協会）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（専門家による技術的指導、安全衛生教育の実施等の労働災害防止活動）

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- 各企業の責務（負担）で実施すべきと考える。補助金は廃止。
- 基本的な役割を終えた。業界の過剰業者数を考えると、ここに補助金を出さず、業界再編を進めるべきでは。また、中災防に統合統一できる。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 活動内容が支部主体である。民間への譲渡又は委託で実施する方向で検討すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 効果の測定を行い、より効率的な業務運営を行うよう、検討すべきである。
- 補助金を廃止すべき。施策が必要な理由が「下請いじめ」があるからでは理由にならない。大元の原因である業界体質の改善を行政と業界が進めるべき。

1-② 事務・事業（重層下請構造、墜落災害の防止に着目した労働災害防止対策事業（委託事業））

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- 業界が自主的に取り組まれてはどうか。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- 事業内容の効率を高めて精査して、自治体への移管が可能だと思う。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 所期の目的は達成されたと考えられる。3年後に委託費を“0”とするなど、期限を定めて廃止へ向けて見直すべき。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	1人	①廃止
	3人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 0人	2人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
		—

<具体的な意見>

【①廃止】

- ・ 業界の思いはわかるが、感情的な部分、情緒的な部分での議論はやめるべき。中災防を含め、日本全体で労働災害の防止について集約すべき。その中で、この法人は廃止すべき。一切国費を入れないなら、自立団体として活動すればよい。

【②他独法との統合・移管】

- ・ 中央労働災害防止協会への統合で間接費用を圧縮する。
- ・ 中災防への事務の一部移管、支部の統合等を検討すべき。また、公務員OBの削減ペースを早めるべき。
- ・ 業界の思いはわかるが、それと効率性は別。今の形が必要なのか。本部は中央労働災害防止協会との統合についても検討すべきではないか。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 公務員OBの削減をさらに推進すべき
- ・ 民間型の部分と、公務員型の部分が混在しているが、基本的に業界負担でやるべきで、補助金は廃止すべき。ただ、厚労省がガバナンスを効かせるべきか否かについては検討が必要と考えられる。
- ・ 常勤職員が少ない各支部のガバナンスは、業界団体と一体化していないか。支部への国費投入は見直すべき。
- ・ 昭和39年当時は、安全性の確保が国として重要な課題であった。今は建設業界も成熟しており、どちらかというと、業界の問題となっている。自主拠出で対策を取るべきであり、それが業界の自己責任であり、社会貢献だと思う。

厚生労働省省内事業仕分け (特別民間法人中央職業能力開発協会)
仕分け人(6名)の評決結果

1-① 事務・事業 (技能検定事業)

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
3人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	3人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 現在も業界団体等が「指定試験機関」として実施している。当法人の技能検定も業界団体の施設等を借用して実施しているのであるから、各業界団体に委託すべきではないか。そのうえで、補助金等を支給した方が国民経済的に効率的と考える。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 科目数の見直し等、適切な配分になるよう各関係機関と連携の上調整願います。
- ・ 産業構造の変化、サービス化、ソフト化、国際化に沿った見直しが求められる。

1-② 事務・事業 (ものづくり立国の推進事業等(委託事業))

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
3人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	3人	—

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 海外のODAの観点から、国のトータルなデザインの中で戦略的な対応を行う必要がある。日本としてのスタンダード作りのためにも重要なものとする。
- ・ 技術評価システムは、ODAの中で行っているが、他省庁とのバッティングがないかさらに精査すべき。

【改革案が妥当】

- ・ 技能評価システム移転促進事業については、現在の事業のより一層の拡充を図るとともに、他の発展途上国への移転も積極的に検討すべきであるとする。